

伊佐市環境基本計画

(中間見直し版)



市の環境に関する将来像
『自然と融合した快適な生活空間づくり』



鹿児島県伊佐市

はじめに

鹿児島県最北端の内陸部にあり、鹿児島県・宮崎県・熊本県の県境に位置する伊佐市は、周囲を九州山地に囲まれた盆地を形成しており、平地の中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心とした広大な水田が広がる自然豊かな地域あります。

この豊かな自然環境を残し、伊佐に住み続けたい、暮らしたいと思えるように、平成30年3月に「伊佐市環境基本計画」を策定し、環境問題に対する施策を展開してまいりました。



策定から5年が経過し、地域を取り巻く環境や社会情勢の急激な変化とともに、国際的な取り組みも大きく変化しています。

そのような中、国は令和2年10月に「令和32年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を宣言し、令和3年に開催された気候サミットでは、令和12年度に温室効果ガスを平成25年度比で46%削減する方針を打ち出しました。

本市においても、地球温暖化対策として、令和5年2月に「伊佐市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和32年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を達成するための取り組みを始めています。

このような対策に取り組むとともに、時代の変化に対応した施策を推進するため、このたび、目標値や施策等の見直しを行い、「伊佐市環境基本計画（中間見直し版）」を策定しました。

今後も、伊佐市総合振興計画における、まちづくりの目標「笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち」に沿い、環境に配慮した取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました伊佐市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年9月

伊佐市長 橋本 欣也

目 次

第1 章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と意義	P. 2
2 計画の性格と位置づけ	P. 3
3 計画の期間と対象	P. 4
4 伊佐市の概況	P. 5

第2 章 計画の基本的な考え方

1 環境を取り巻く現状について	P. 10
2 現況と課題	P. 13
3 第1次伊佐市環境基本計画5年間の検証結果について	P. 21
4 目指す「環境に関する将来像」	P. 26
5 環境目標と重点プロジェクト	P. 28
6 進むべき方向性	P. 30

第3 章 分野別基本計画

環境目標1(自然環境) 豊かな自然を次世代へ

基本方針1-1：自然景観	P. 33
基本方針1-2：動植物	P. 34
基本方針1-3：農畜産業	P. 35

環境目標2(生活環境)：住みたい環境づくり

基本方針2-1：水環境	P. 37
基本方針2-2：まち並み	P. 39
基本方針2-3：大気環境・騒音・振動・悪臭	P. 41

環境目標3(資源環境・地球環境) 資源循環、地球温暖化対策

基本方針3-1：資源循環	P. 43
基本方針3-2：地球温暖化	P. 39

環境目標4(意識の向上・活動への参加) 環境意識体験と学習

基本方針4-1：環境教育	P. 47
基本方針4-2：参加について	P. 49

第4 章 計画の推進にあたって

1 推進主体	P. 51
2 推進体制	P. 52
3 進行管理	P. 53

資料編

資料1 伊佐市環境基本条例	P. 55
資料2 策定の経緯	P. 60
資料3 用語集	P. 61

第1章

計画の策定にあたって

- 1 策定の背景と意義
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間と対象
- 4 伊佐市の概況

1 策定の背景と意義

伊佐市は、平成30（2018）年に第1次伊佐市環境基本計画を策定し、より良い環境を次世代に継承すべく、様々な環境施策を推進してきました。

策定から5年が経過し、地域を取り巻く環境や社会情勢の急激な変化とともに、国際的な取り組みも大きく変化しました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」の設定や「パリ協定」における国際的な環境政策の導入、令和2（2020）年2月ごろから世界に広まった新型コロナウイルス感染症による拡大防止のための人々の生活の変化、国内でのプラスチック製品の環境負荷低減施策、さらに令和4（2022）年2月に勃発したロシア国のウクライナ国侵攻により世界平和の均衡の瓦解など、様々な動きがありました。

また、令和4年6月策定の「伊佐市地球温暖化対策実行計画」を基に、令和12（2030）年度までの計画期間内に平成27（2015）年度と比べ温室効果ガス総排出量を46%削減する目標や、令和32（2050）年度の二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）の達成に向けて、具体的な取り組みを始めています。

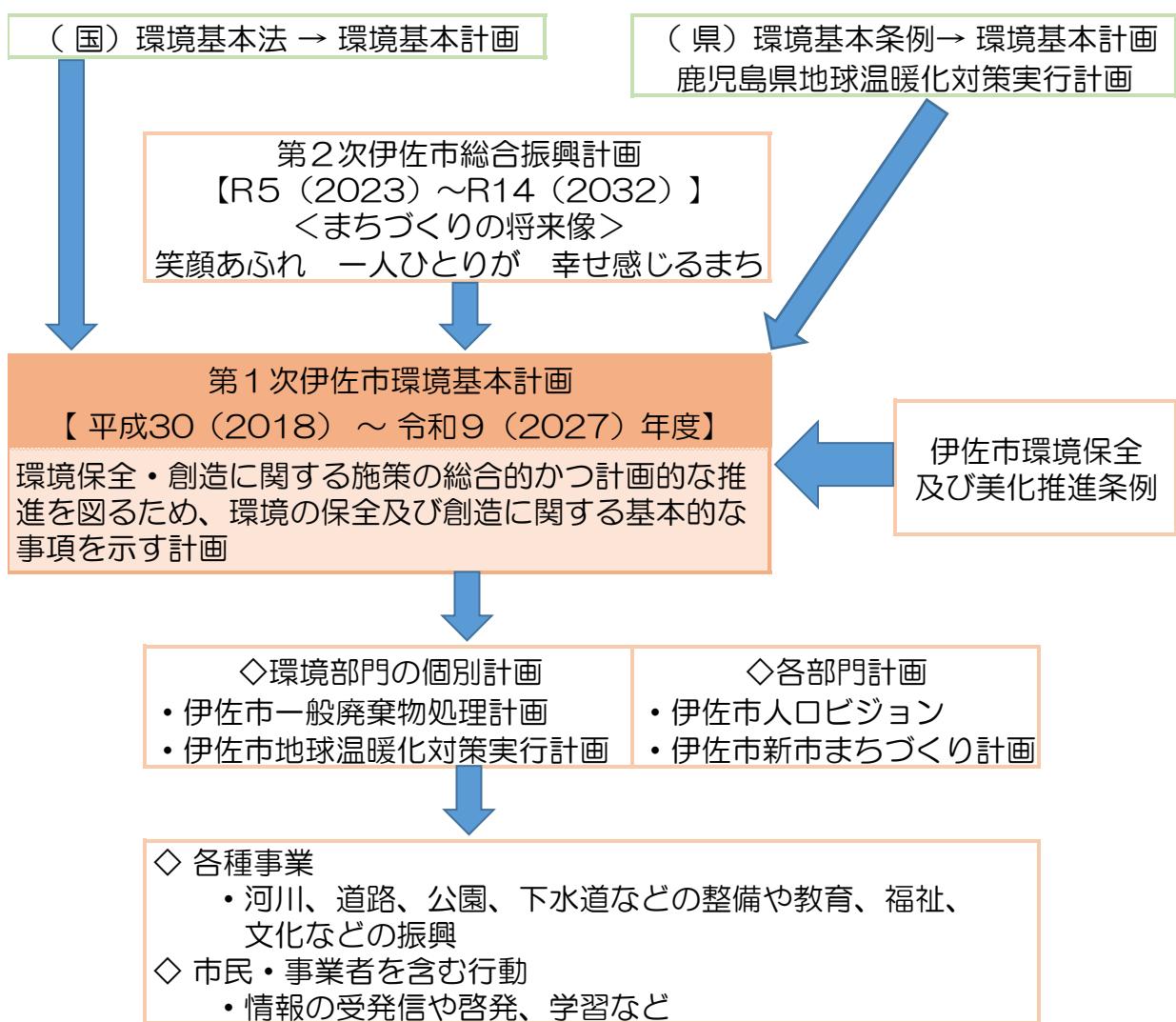
今回の見直しでは、基本的な方針等についてはこれまでの目標を踏襲しつつも、新しい取り組みや考え方、計画前半の検証結果を基にして目標の修正を行いました。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「伊佐市環境保全及び美化推進条例」等に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、伊佐市の環境施策に関する各種計画の基本となる計画として位置づけます。また、最上位計画である「第2次伊佐市総合振興計画」に掲げる将来像の実現を環境面から推進する役割を担うこととしています。

本計画の見直しに際しては、今日の地球規模の環境問題や伊佐市の環境の現状などを十分に把握したうえで、今後の環境行政の指針とするものと位置づけ、「市・市民・事業者」の各主体がそれぞれ担うべき役割を明らかにし、また、相互に協力しながら、より良い環境の保全・創出に向けた取組みを推進することを目的としました。

＜伊佐市環境基本計画の位置づけ＞



3 計画の期間と対象

(1) 期間

本計画の期間は、平成30(2018)年度を初年度とし、令和9（2027）年度を目標年次とする10年間とします。なお、伊佐市を取り巻く環境や社会情勢の変化、科学技術の進展などを踏まえ、概ね5年後を目途に計画の見直しを行います。

▶ 初年度：平成30（2018）年度

▶ 中間見直し：令和5（2023）年度

▶ 目標年次：令和9（2027）年度

(2) 対象

本計画の対象とする環境の範囲は、生活に身近な環境の観点をはじめ、生活や事業活動に伴う観点、地球規模の環境の観点など、以下に掲げる範囲とし、幅広い視点で捉えることとします。

自然環境 ○ 豊かな自然景観や森林、水辺などの生態系を含めた環境

生活環境 ○ 大気、水、地盤、騒音、振動、化学物質など、健康な市民生活に関わる環境

資源循環 ○ 廃棄物などの発生を抑制し、そのうち有用なものを循環資源として利用することで、環境への負荷が低減される社会

地球環境 ○ 地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模の環境

環境活動 ○ 環境教育・環境学習、環境保全活動

(3) 計画区域

本計画の対象は、伊佐市の行政区域とします。ただし、広域的視点に立って解決を図っていくべき問題や、連携することにより効果が得られる事項については、周辺自治体や関係機関との協力体制を深めながら、推進していくものとします。

4 伊佐市の概況

(1) 位置

伊佐市は、鹿児島県の最北端に位置し、標高は約160—1,000mであり、西部、北部、東部を肥薩火山群、南部を北薩火山群に囲まれており、熊本県水俣市、人吉市、球磨郡球磨村、宮崎県えびの市と接した県際地域となっています。

面積は392.56平方キロメートル（東西23km、南北27km）となっており、鹿児島県の総面積9,044.34km²の4.3%を占めています。

(2) 地形・地質

伊佐市は、伊佐（大口）盆地と呼ばれ、盆地特有の内陸性気候により、海岸沿いにある平地と比較して年平均気温が1～1.5℃低く、平成28（2016）年1月25日には、大口アメダス（標高175m）において、低地での九州の最低気温となる−15.2℃を記録するなど「鹿児島の北海道」と呼ばれています。

春や秋にはしばしば霧が発生します。盆地北部から南部へ羽月川が縦断し盆地南部を東から西へ横断する川内川に合流しています。盆地周囲には海岸段丘が分布しており、南部にはシラス台地がみられ、盆地中央から南東部にかけては菱刈丘陵が横たわっています。

地質は、基盤となる四万十層群の上に鮮新世から更新世にかけて活動した肥薩火山群や北薩火山群の噴出層が薄かったため、これが盆地の原型となりました。

この上に33万年前に加久藤カルデラから噴出した加久藤火碎流による溶結凝灰岩や、2万5千年前に姶良カルデラから噴出した入戸火碎流によるシラスが積み重なっており、入戸火碎流以後は湖となり沖積層が形成されましたが、川内川の浸食によって3000年前までに排水され近世の盆地が形成されました。

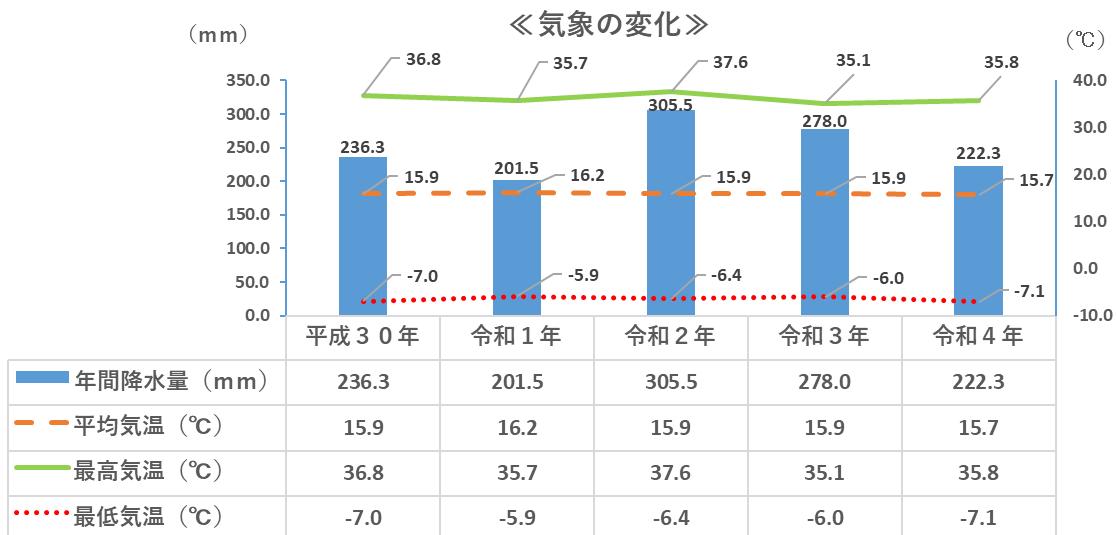
(3) 交通

伊佐市の交通網は、熊本県、宮崎県と接する県際地域であることから、市の中南部を国道の3路線が交差しています。国道268号（宮崎県えびの市～熊本県水俣市）、国道267号（薩摩川内市～熊本県人吉市）、国道447号（出水市～宮崎県えびの市）が走っています。

九州縦貫自動車道の栗野ICから20km（約25分）、横川ICから25km（約30分）、人吉ICから30km（約35分）、鹿児島空港から45km（約50分）、九州新幹線新水俣駅・出水駅からともに35km（約40分）、川内港・加治木港から50km（約55分）の圏域となっています。

(4) 気象

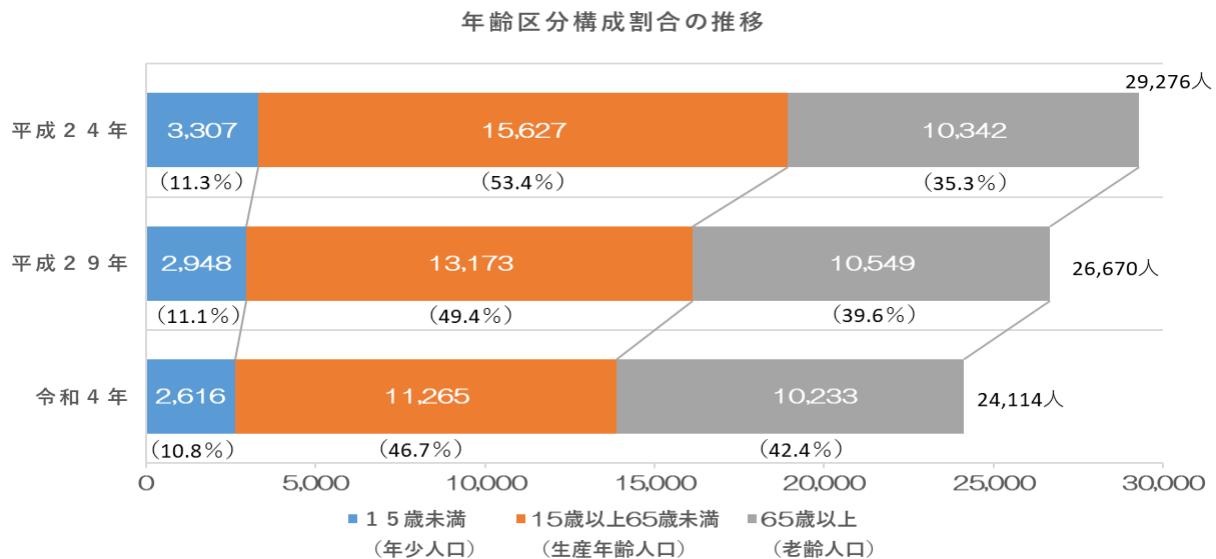
伊佐市の気候は、令和4(2022)年では平均気温が15.7°C、最高気温は7月観測で35.8°C、最低気温が1月観測で-7.1°Cで、県内の他市町村に比べて最低気温が低く、寒冷です。年間降水量は年度によって増減の幅が大きく、最高・最低気温と平均気温は微増減を繰り返しながらほぼ同程度を維持しています。



(資料：統計いさ)

(5) 人口の推移と高齢化

年齢区分別人口をみると、総人口が減少するなか、生産年齢人口と老齢人口の比率が近づきつつあり、また、平成30（2018）年には高齢化率が40%を超え、令和4（2022）年には42.4%に上昇するなど、伊佐市の少子高齢化は急速に進行しています。



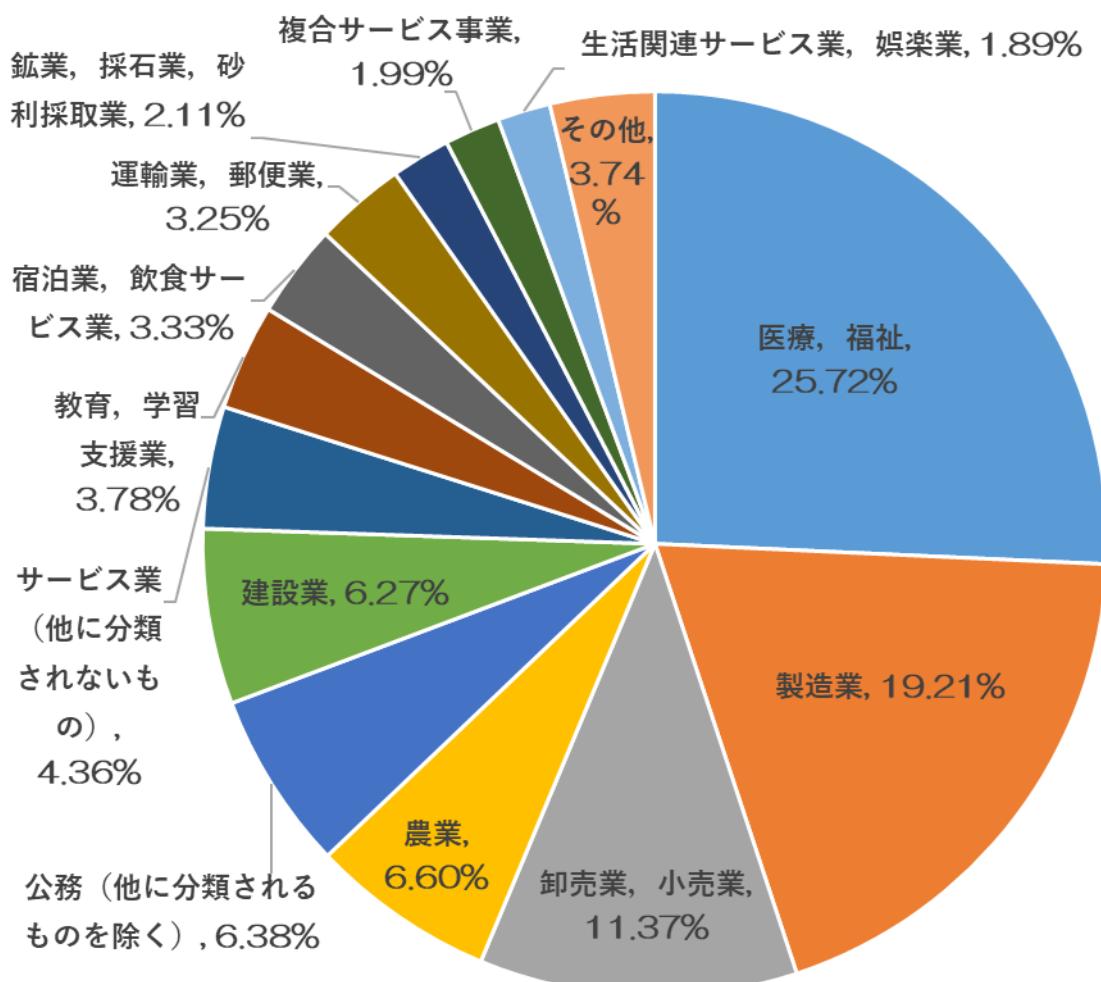
(資料：統計いさ)

(6) 産業

令和2（2020）年の15歳以上産業分類人口をみると、「医療・福祉」が25.72%、次いで「製造業」が19.21%、「卸売業・小売業」が11.37%、「農業」が6.6%となっており、この4産業で全体の約6割を占めています。

産業大分類別の就業者割合を前回の平成27（2015）年調査と比べると、「医療・福祉」が2.01%増加しており、「卸売業・小売業」が1.62%、「建設業」が1.18%減少しています。

【産業大分類別 15歳以上就業者構成比（令和2年）】

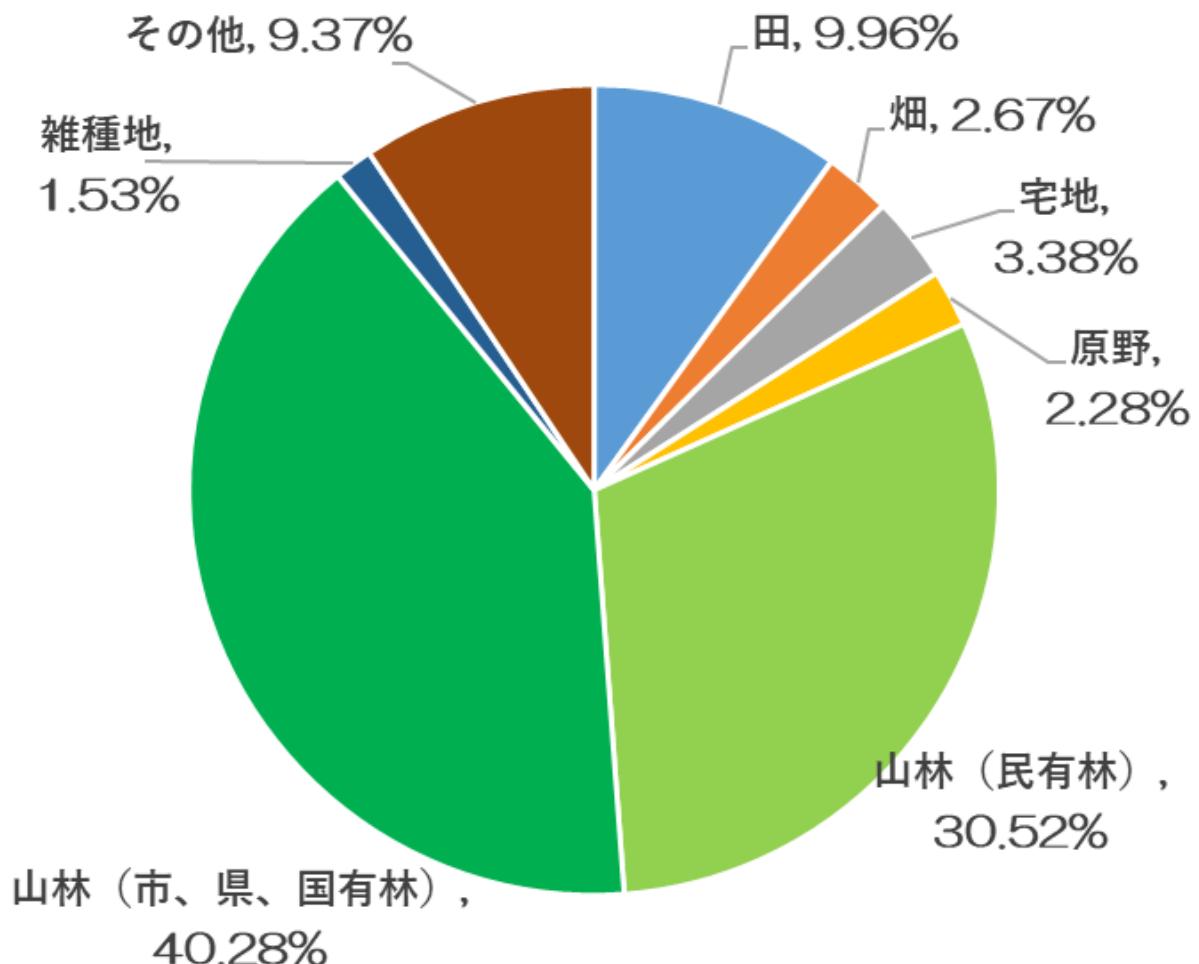


（資料：令和2年国勢調査）

(7) 土地利用

伊佐市の土地利用の状況は、山林が全体の約7割の70.8%と最も多い、次いで農用地が12.63%となっており、自然的土地利用が約8.3%を占めています。

その他の9.37%には、河川・池や公衆用道路などの公共用地が含まれています。



(資料：統計いさ)

第2章

計画の基本的な考え方

- 1 環境を取り巻く現状について
- 2 現況と課題
- 3 第1次伊佐市環境基本計画5年間の検証結果について
- 4 目指す「環境に関する将来像」
- 5 環境目標と重点プロジェクト
- 6 進むべき方向性

1 環境を取り巻く現状について

(1) 地球温暖化対策

平成27(2015)年に地球規模の環境危機を反映し、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」が採択されました。この協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃以内に抑えるとともに、1.5℃以内に抑える努力をするため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトさせ、21世紀後半には温室効果ガス排出量と森林等による吸収量とのバランスをとることを目標として掲げており、アメリカ、中国、インドや日本等主要排出国を含む150か国以上の国が締結しています。

国は、令和2(2022)年10月に「2050（令和32）年における温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を宣言し、令和3年(2021)年4月に開催された気候サミットでは、令和12(2030)年度の削減目標について、平成25(2013)年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けることを表明しました。その他、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正や、地球温暖化対策計画の改訂等、国内の温室効果ガス排出削減に向けた方策の充実が図られています。



伊佐市においては、「伊佐市地球温暖化対策実行計画」を令和4(2022)年6月に策定しました。当該計画は、市内の温室効果ガス削減に向けて、伊佐市も一事業者として事業事業に伴う温室効果ガス排出量を削減する努力を行うものです。

温室効果ガス総排出量の削減目標として、令和12(2030)年度（目標年度）までの計画期間内に平成27(2015)年度と比べ温室効果ガス総排出量46%削減することを目指します。

【目標達成状況】 令和2（2020）年度 26.9%減（平成27（2015）年度比）

(2) S D G s について

S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12(2030)年を達成年限とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。



(SDGs(持続可能な開発目標) (出典)国連広報センター)

国内においては、政府が「SDGs 推進本部」を平成27年(2016) 年5月に設置し、中長期戦略である「SDGs 実施指針」を策定。令和元年(2019) 年12月に初めて同方針の改定を行っています。

具体的な内容は、今後の推進体制における政府及び各ステークホルダー（この取組みに係る利害関係人及び団体）の役割と連携の必要性について明記しています。

国としての取組を加速させるため、全省庁による具体的な施策を盛り込んだ「SDGs アクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面でSDGsを推進しています。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2 (2020)年2月ごろから世界に広まった新型コロナウイルス感染症は、今もなお

世界中に大きな影響を与えています。企業においては、テレワーク（在宅勤務）やインターネットを利用したWEB会議の利用が急速に拡大し、消費者においては、感染防止のためマスク着用や外出自粛が推奨され、経済の循環が停滞して各方面に影響を及ぼしました。

企業の生産性低下による温室ガス排出が低下する中、外出自粛により家庭での電力等の使用増加により温室効果ガスが増える現象や、テレワークにより企業からのごみの量が減る中、家庭でのごみの量が増えるなど、これまで経験のない状況に社会が変貌しています。

そのような中、国は令和5(2023)年5月に、感染症対策基準のレベルを2類相当から5類への引き下げを行っており、コロナウイルス感染症対策と経済活動との両立をさらに高い次元で実現する施策に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症が、これからどのように変化していくかは不透明ですが、新しい生活様式を進めながら環境に配慮した行動を行っていくことが必要と考えられます。

(4) 廃プラスチックについて

海洋プラスチック等の海洋汚染が世界的な課題になり、国は令和元(2019)年5月、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、海洋プラスチックごみのマイクロプラスチック化による生態系への影響を未然に防ぐよう取り組みを行っています。また、国民への意識付けを行うため、令和2年(2020)年7月、スーパー・マーケットやコンビニエンスストア等のレジ袋の有料化を開始し、現在ほぼ浸透してきているといえます。

伊佐市においても、市内全域において容器プラスチックごみの分別回収を行い、再資源化を行っています。

(5) 食品ロス問題に対する取り組みについて

本来食べられる食品を「ごみ」として捨ててしまう「食品ロス」問題。環境に多大な負荷を与えるため、国は令和元(2019)年10月「食品ロスの削減の推進に関する法律」を策定し、その削減に取り組んでいます。

伊佐市では、ごみの減量化にもつながる「残さず食べよう伊佐市30・10運動」を平成28年度から実施しています。【30・10運動】乾杯開始後30分間は席を移動せず料理を楽しみ、お開き前の10分間は自席に戻り再度料理を楽しむことを呼び掛ける運動

(6) 世界情勢の変貌

令和4(2022)年2月に勃発したロシア国のウクライナ国侵攻により、世界平和の均衡が崩れ各国がその国の国益のため対立する構図となってしまいました。そのような中、特にロシア国が供給する原油・天然ガス等について不安定要素が増え、供給先の国々に影響が出始めています。カーボンニュートラルを目指し環境負荷の大きい原子力発電や火力発電から撤退を表明した国が、再びそのエネルギーに頼らざるを得ない状況に追い込まれ、地球温暖化対策における環境維持の難しさを露呈しています。

日本においても、ロシア国の原油供給の不安定化とOPECの石油増産の見合せという板ばさみの状況の中、電気・ガス・ガソリン・灯油等の値上がりに悩まされています。

2 現況と課題

(1) 自然景観

伊佐市は、内陸性盆地の地形で周囲を森林に囲まれ、中央に広大な平地（水田）が広がり、秋になると一面黄金色（こがねいろ）の絨毯（じゅうたん）が敷かれたような、市民に親しまれる美しい自然景観となっています。

森林は、土砂災害の防止、水資源の蓄えや育み、生物多様性の保全、森林浴やキャンプ、ハイキング等による安らぎを得る場としての機能を有しており、私たちの生活に深くかかわっています。

伊佐市における林野面積の割合は約70%を占め、「水源の森百選」や「森林浴の森百選」に選定されている「奥十曾渓谷」をはじめとした豊かな森林資源に恵まれています。

また、森林は温室効果ガスの1つである二酸化炭素の吸収源として重要ですが、林業従事者の高齢化等により、適切な間伐等による森林管理が困難な状況にあります。

伊佐市では、5つの認定林業事業体を中心として、間伐等の森林保全活動が行われています。今後も各種支援活動を活用した団体の活動強化及び育成を図りながら、従事者の確保や、計画的な造林・除間伐の推進が必要とされます。

その他にも、豊かな自然景観を守っていくために十曾池公園や楠本川渓流自然公園に整備されているキャンプ施設や交流施設等の利用促進による啓発活動と、適正な環境整備が必要です。

(2) 動植物

伊佐市には森林、河川、田園等の多様な環境があり、多様な動植物が生息・生育しています。しかし、田畠の減少や外来生物の移入、開発による地形変更等により動植物が減少し、生物の多様性は脅かされつつあります。また、地球温暖化による生態系への影響も懸念されています。

伊佐市の植物では、樹齢日本一と言われ指定文化財に指定されている「エドヒガンザクラ」や、湯之尾滝下流部から荒田天神橋までの間が保護指定区域になっている「チスジノリ」、その他「ヒカゲノカズラ」「オオハナワラビ」等、注目すべき植物種が数多く生息しています。

動物では「コガタノゲンゴロウ」「スジヒラタガムシ」「アカハライモリ」「トノサマガエル」等が確認されており、また、「ゲンジボタル」の生息が市内全域で確認されており、生息場所の保全も行われています。

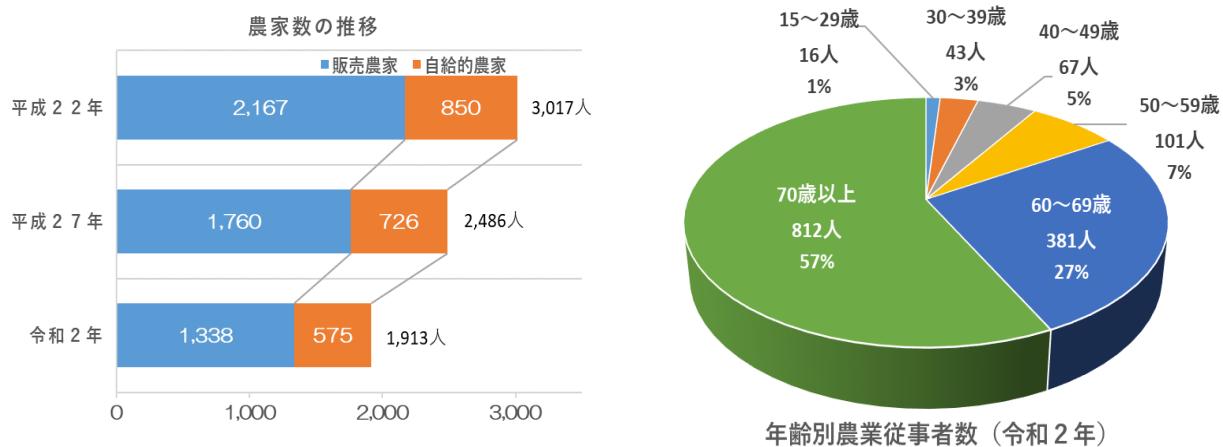
多様な野生生物を保護するためには、生育・生息地を保全し、環境保全整備や農業基盤整備、その他の工事の際に、生態系に配慮した工法を導入したりする必要があります。

また一方では、シカやイノシシが農作物に被害を与えること、アナグマやタヌキが街中に出没したりするなど、野生動物とのかかわり方が課題となっています。

(3) 農業・畜産業

農業・畜産業は、自然と調和して営まれるものであり、豊かな自然に恵まれた伊佐市では基幹産業として成り立ってきました。

農業では、現在（令和2年）の農家数は平成22年（10年前）の63.4%となっており急激に減少しています。就業人口の約84%が60歳以上と高齢化が進んでおり、耕地面積も減少しています。



（資料：農林業センサス）

畜産業は、乳用牛と豚については経営体・頭数ともに減少傾向にあります。肉用牛については経営体が半減しているものの、頭数については大きな減少が見られないことから、経営の大型化が進んでいると考えられます。採卵鶏とブロイラーについては増加傾向にあります。

家畜飼育状況

年次	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	経営体	頭数	経営体	頭数	経営体	頭数	経営体	羽数	経営体	羽数
平成22年	15	661	396	8,830	20	136,693	6	4,700	4	1,193,200
平成27年	10	470	282	7,588	14	119,825	5	100	4	1,131,600
令和2年	9	423	207	8,541	8	84,722	5	148,300	6	1,772,000

（資料：農林業センサス）

豊かな自然に囲まれ営まれている第1次産業の中で、特に伊佐市を代表する産業として農業と畜産業の振興が図られているところです。

近年、農業と畜産業の経営規模拡大が図られる一方で、経営農家の高齢化が進み、家畜排せつ物の堆肥利用が困難となったり、その処理時に発生する臭気が、地域の生活環境に影響を及ぼしたりする等の課題が発生しています。

家畜排せつ物の適正な管理と自然に優しい有機資源としての有効利用を図るため、伊佐堆肥センターにおける環境保全型農業への更なる取組みが必要となると考えられます。

また、農地への施肥（せひ）を原因とする硝酸態窒素の地下浸透による地下水汚染や、河川流出による水質汚濁も懸念されることから、畜産経営者の徹底した管理指導を基とした適切な家畜排せつ物の施肥処理が必要です。

【施肥】：作物などの植物の生育を促すため、肥料を与えることである。

主な目的は、土壤中で不足した養分供給を補うことである。

【硝酸態窒素】：家畜の糞尿（堆肥）は、微生物の分解により硝酸性窒素を生成します。生成された硝酸性窒素は、植物に吸収されたり、ガス化して大気中に放出されたりしますが、吸収されなかった分は地下へと浸透し、地下水を汚染してしまいます。

その他にも、農家数の急激な減少に伴い、荒廃した耕作放棄地（遊休農地）が拡大し、雑草や害虫発生等によるトラブルが年々増加しているため、対策が必要となっています。

田畠の機能は、単に生産のための場だけではなく、降水を貯留する保水機能、人の心が落ち着き心安らぐ風景の形成、野生動植物の生育・生息地、気温や湿度を調節する役割があります。これらの機能は田畠の健全な管理によって保たれるものであり、このような機能を持っている田畠を健全に管理し次世代に引き継ぐために、適切な施肥や適正な農薬散布による農地管理や、後継者の育成、農畜産物のブランド確立を推進することが必要です。

また、農村環境を活かした滞在型交流拠点事業等を更に推進し継続して利用していくことで、農畜産業に対して市民から親しみが持たれ、支持される産業として確立されると考えられます。

（4）水環境

伊佐市は水資源に恵まれており、安全な水の確保を図るために水道や地下水の水質検査を実施するとともに、定期的に河川や事業所の水質検査も実施しています。

河川の調査では、pH、BOD、SS、DOについてはほぼ基準値内ですが、大腸菌群数については基準値を超過しているところがあります。

水質検査項目	項目の詳細
「pH（水素イオン濃度指数）」	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標です。
「BOD（生物化学的酸素要求量）」	水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量。数値が高いほど汚れた水となります。
「SS（浮遊物質量）」	水中に浮遊または懸濁（ろ紙またはその他のろ過器で水と分解できるもの）している直径2mm以下の粒子状物質のことです。
「DO（溶存酸素量）」	水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の一つとなっています。
「大腸菌群数」	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。

伊佐市で実施している事業所の排水調査では、全調査項目でほぼ環境基準値内ですが、一部事業所では基準値を超過する場合があります。

事業所からの排水については、水質汚濁防止法で排水基準が設定されていますが、川内川上流水域について鹿児島県において上乗せ排水基準が設けてあり、**特定事業場**については、より水質保全に努める必要があります。

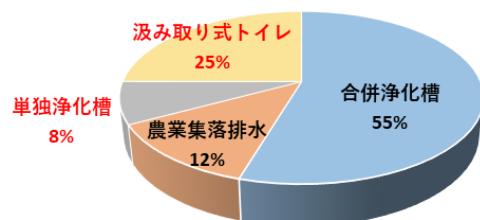
人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水、または廃液を排出する施設を「**特定施設**」、その特定施設を設置している工場や事業場を「**特定事業場**」といいます。

汚水処理（合併浄化槽、公共下水道）の整備状況は、令和5年3月末現在の総人口に対する汚水処理人口割合で67.15%となっています。公共下水道（農業集落排水）が整備されていない地域においては、合併浄化槽を設置することで水質の改善につながります。

生活排水に含まれる汚れの原因



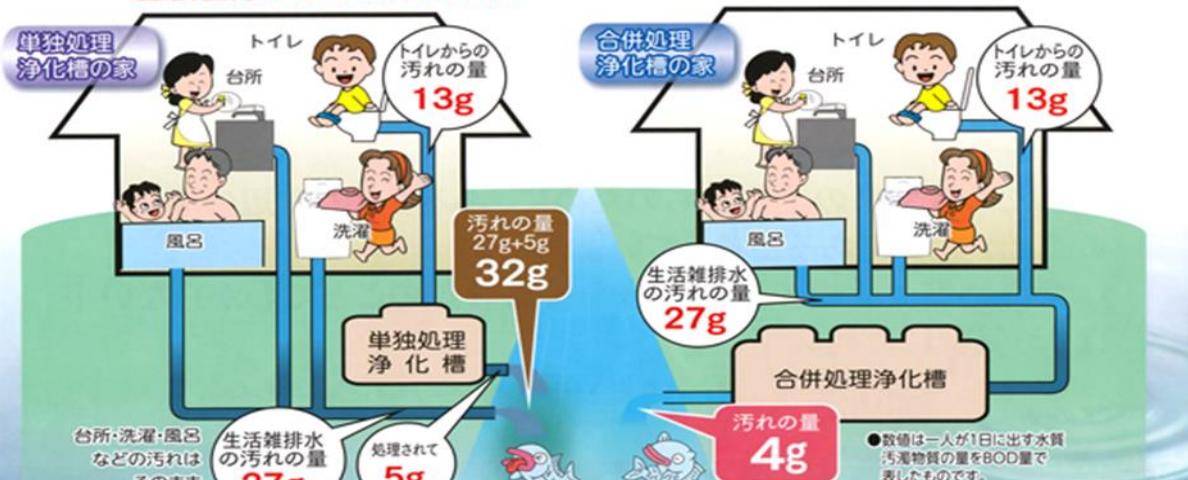
汚水処理人口割合



(赤字は未処理人口割合)

合併処理浄化槽は、家庭から出る生活雑排水をすべてきれいに処理します。

しかし、「**単独処理浄化槽**」を設置しているご家庭や、「くみ取りトイレ」のご家庭は、生活雑排水をそのまま流しています。



合併処理浄化槽を設置した場合は、**単独処理浄化槽**を設置している場合に比べ、川などに放流される汚れの量が**8分の1**になります。

又、くみ取りトイレの家と比べると汚れの量は約**7分の1**になります。

(資料：鹿児島県環境保全協会HP)

伊佐市の各地域では、美しい河川を守るために、地域住民による河川美化活動が実施されています。安全で良質な飲料水や水辺環境を確保するためには、水質の改善を推進することが重要です。市民、事業者、行政が一体となり、子どもが水辺で遊びながら水生生物等を学べるような、水に親しみやすく自然環境と調和した水辺空間を、将来に渡って残していくことが望されます。

(5) まち並み

伊佐市には豊かな自然や歴史的文化的建築物が数多く残っており、人と自然との豊かな融和が図られています。

市内で見られるみどり景観では、日本桜名所百選の「忠元公園」、曾木の滝公園、十曾池公園、湯之尾滝公園等で植栽されているヤマザクラや河津ザクラ、紅葉等があり、十曾渓谷では推定樹齢600年を超えるといわれる日本一のエドヒガンザクラもあります。また、緑化を推進する活動として各地域の老人クラブによる花いっぱい運動やNPO法人による苗木の植栽活動や森林教室等も行われています。

歴史的文化的建造物としては、郡山八幡神社、祁答院家住宅、白木神社、箱崎神社、湯之尾神社（神舞）、曾木発電所遺構等があります。

豊かな自然や歴史的文化的資源に恵まれている一方で、人目の届きにくいところでのごみの不法投棄が課題となっています。

ごみの不法投棄防止については、モラル向上のための環境教育を推進することが重要であり、また、不法投棄監視パトロール活動や不法投棄防止の看板等の設置も継続していく必要があると考えられます。その他にも、きれいなまち並みを維持することで、ごみを捨てる気持ちにならないよう啓発することも有効です。維持活動の一環として、各自治会で定期的に実施されている美化活動やボランティアによる道路清掃活動が実施されており、市では、このような市民活動を支援するために、ごみ収集に必要なボランティア袋の提供を行っています。

高齢化の進展に伴い、土地所有者不在による管理不十分な宅地や空き家等がまち並みに悪影響を与え、また「近隣トラブル」に発展することも大きな問題となっています。

管理の不十分な宅地や空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）」に則って「かごしま空き家対策連携協議会」等と連携を図りながら対応することになりますが、所有者による定期的な清掃等自己管理が前提となることから、啓発を強化することが重要です。

道路敷や電柱等に広告物を許可なく無秩序に設置すると、まちの景観や風致を損ね交通の妨げとなります。市では適正な維持管理のために屋外広告物法及び鹿児島県屋外広告物条例に基づき規制や指導等を行っています。

(6) 大気環境・騒音・振動・悪臭

大気環境については光化学オキシダントが全国各地で問題となっています。光化学オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物等が紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化物質で、ほとんどがオゾンです。近年では、大陸からの影響や成層圏オゾンの低下による光化学オキシダント濃度の上昇が見られます。伊佐市では鹿児島県からの光化学オキシダント注意情報が発表された場合、関係機関に連絡する仕組みをつくり備えています。

家庭での廃棄物の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により禁止されていますが、現在も焼却に伴う悪臭等の苦情が寄せられています。環境モラルの向上のために、更なるごみの焼却禁止の呼びかけが重要となります。

そのほかにも自動車から発生する排出ガスや、騒音、振動が環境に負荷を与えています。自動車排出ガスの規制強化や、電気自動車・ハイブリッド車の普及により大気への影響が改善してきたとはいえ、まだまだ十分とはいえない。これらを低減するのに有効な、エコドライブの実践や、電気自動車・ハイブリッド車への乗り換えなど、なお一層の取組みが必要です。このような取組みは、温室効果ガスの排出削減にもつながります。

また、伊佐市では交通量が多いと思われる国道沿いで、騒音調査を毎年実施しています。結果は良好で環境基準を満たしていますが、引き続き調査を継続していく必要があります。

(7) 資源循環

伊佐市では、ごみの資源化のため「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」に分別して収集を行っています。資源ごみは、プラスチック製容器、缶・びん、ペットボトル、紙類等に分類しています。ごみの排出量は、過去5年間を比較すると全体的には横ばい状態で推移しているものの、一人当たりのごみ排出量は増加傾向にあるようです。

今後は、伊佐市の環境のみならず地球環境への負荷の軽減を図るために、市民、事業者、行政が一体となって、ごみ分別の徹底、事業者の廃棄物減量取組みの推進や、フリーマーケットによるリサイクル活動等の3R（スリーアール）を推進し、資源ごみを含めたごみ全体の排出量抑制が必要になります。

Reduce(リデュース)：物を大切に使いごみを減らすこと

Reuse (リユース)：使えるものは繰り返し使うこと

Recycle(リサイクル)：最後に不要になったものを再生して利用すること

また、市民による食品ロス削減運動の取組みとして「伊佐市30・10運動」や、自治会や学校PTA、少年団活動等による資源ごみ回収等、ごみ減量の取組みが行われています。

伊佐市 30・10 運動：乾杯開始後 30 分間は席を移動せず料理を楽しみ、お開き前の 10 分間は自席に戻り再度料理を楽しむことを呼び掛ける運動。

その他の資源利活用の例としてはバイオマスの利用があり、家畜排せつ物の堆肥化に取り組んでいます。

また、事業者の取組として市内の酒造メーカーが地元の畜産業者と協力し、焼酎を製造する過程で発生する食品廃棄物である「焼酎粕」の飼料化に取り組んでいます。

さらに、養豚から出た糞で堆肥を作り、焼酎の原料である米やサツマイモの生産に使用する地域食品循環システムの構築も目指しています。

バイオマス：本来は生物（bio）の量（mass）のこと。家畜排せつ物や木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことです。

（8）地球温暖化

地球温暖化は世界規模で取り組まなければならぬ差し迫った課題です。近年、我が国で頻発している激甚な豪雨、台風災害や猛暑などを身近に肌で感じているところです。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような社会の変化を受けて、伊佐市においても令和12（2030）年度における46%削減を目指すため、「伊佐市地球温暖化対策実行計画」を令和4（2022）年6月に改訂し、温室効果ガスの削減取り組みを行っているところです。

また、市民、事業者、行政が一体となり「2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現を目指すため、伊佐市では令和4年度に「伊佐市ゼロカーボンシティ宣言」を発表し、省エネ・創エネの実現に取り組んでいます。

創エネ：エネルギーを創ることを言います。住宅で言えば、太陽光発電などによってエネルギーを生み出し、家の設備に電気を供給することができます。自然の力でエネルギーを創り出すことによって、エネルギーの自給自足を目指せます。

地球温暖化の影響と考えられる気温の上昇や生態系の変化が地域の産業にも影響を与えることが懸念されています。これらの情勢を踏まえ、まずは実施可能なことから取り組むことが必要です。行政自らが取り組みを確認するとともに、市民に対しても取り組みを浸透させるための年間を通じた省エネルギー対策を啓発するとともに、各方面に対して省エネルギーの重要性を踏まえた呼び掛けを行っていきます。

伊佐市では、省エネや創エネの導入を推進しており、公共施設（学校施設）更新の際に再生可能エネルギーシステムの導入や、公用車更新の際にエコカー導入等を行っています。今後は行政だけでなく、市民や事業者の取り組みを推進していくことも必要です。

(9) 環境教育

伊佐市の現在の環境を保全しながら今以上の環境に改善していくためには、市民、事業者、行政が一体となり、次世代に繋ぐ環境について身近な問題から考え、環境問題に対する意識を高めながら行動していくことが重要です。

環境問題に対する意識を高めていくためには、子どもの頃からの体験を交えた意識の醸成が大切であると考えられ、市内全ての小・中学校において教育課程に環境教育を位置づけながら、授業を含めた環境学習や緑の少年団等の体験活動を通した環境教育の更なる実施が必要です。

しかし、環境教育は学校だけで実施するだけでは十分とはいえず、コミュニティ活動をとおした市民活動、NPO法人等や事業者が行う事業活動をとおした環境意識を高めるための啓発等の取組みが求められます。

今後、子どもから高齢者までがさまざまな形で環境について学ぶために、環境に関する生涯学習の推進体制や環境情報を発信するための体制づくり、小中学校での継続的な環境教育・環境学習が必要です。

(10) 参加について

近年では、環境問題に関する情報がマスメディアやインターネット等を通じて数多く出されるようになっているため、環境問題に関する関心や意識は以前より高まっていると考えられますが、関心や知識を高めるだけで終わるのではなく環境保全活動の行動につなげていくことが大切です。

伊佐市ではNPO法人やボランティア団体、コミュニティ等が中心になり、環境教室等の環境保全活動が実施されています。また、学校では児童・生徒による美化活動が行われているところも多く、市民団体や各コミュニティによる美化活動も定着して実施されており、そのほかにも、自治会での粗大ごみ収集活動やスポーツ少年団やコミュニティによる空き瓶・古紙・空き缶収集活動も行われています。

伊佐市ではボランティア活動による美化活動を支援するために、ボランティア袋の無料配布支援を実施していますが、更なる環境保全活動を促進するためには、市民一人ひとりの意識が向上し、地域でのコミュニティ活動が活発になるように現在の環境保全活動への参加を維持しながら更に推進していく必要があります。

3 第1次伊佐市環境基本計画5年間の検証結果について

1 豊かな自然を次世代へ

(1) 自然景観

「森林整備」については、多くの目標において「おおむね達成している」との評価でしたが、市民参加型のみどりづくり活動や地元産木材の利用拡大については「達成できていない」との評価でした。現在の森林環境は、高齢化や人手不足のため十分な管理が出来ていない森林が増えています。今後は、森林組合や民間の林業事業体、NPO法人等との協働による計画的な造林・間伐等の森林整備が必要となります。

「地域の特性を活かした観光の推進」については、「おおむね達成している」との評価でした。

(2) 動植物

「身边に生息する生物を知る」については、環境教育に関する項目は「達成している」との評価だったものの、動植物の分布調査や、その情報の活用については「達成できていない」との評価でした。

「多様な動植物の生息・生育環境の保全」については、「おおむね達成している」との評価でした。

伊佐市では、さまざまな動植物の生息・生育が確認されています。しかし、地球温暖化の進展に伴う環境変化等により、生態系の破壊、動植物の減少、生物多様性の低下が懸念されています。今後は、身边に生息する動植物に关心を払いながら環境の保全を行うことがより一層必要になると思われます。

(3) 農業・畜産業

農業・畜産業は自然を活用して行われる産業であり、伊佐市の主要な産業のひとつです。その一方で、さまざまな環境負荷も問題となっており、それらを軽減するための対策や配慮の検討が必要です。

「環境保全型農業の推進」については、「おおむね達成している」との評価だったものの、農家による堆肥の野積みや散布については「達成できていない」事例もみられることから、今後も適正管理のための啓発が必要と思われます。

「農地の保全」についても、「おおむね達成している」との評価だったものの、耕作放棄地の有効利用方法や土壤環境の保全方法など「達成できていない」事例もみられ、今後も継続し取り組みを推進する必要があります。

「農村環境の利用」については、「おおむね達成している」との評価でした。

2 住みたい環境づくり

(1) 水環境

「水質保全・水源の確保」については、「おおむね達成している」との評価でした。

伊佐市は豊かな森林資源等により水環境に恵まれた地域であり、水源は地下水や湧水です。河川や事業所排水、池など年間100箇所程度の水質検査を行うことで水質の維持保全を行い、また、市内の小規模水道管理組合（24団体）の水質検査を行うことで、良質な飲料水の活用を推進しています。

「上水道関連施設の維持・整備」については、「おおむね達成している」との評価でした。老朽化した水道管の更新については現在事業進行中であり、今後も計画的に実施していきます。

「生活排水対策」については、「おおむね達成している」との評価でした。農業集落排水（公共下水道）施設が整備されている地域（菱刈中央地区・菱刈北部地区・大口平出水地区）においては、今後も安全で安定した公共サービスを供給していきます。その他の地域においては、生活排水の浄化を目的とした合併浄化槽の設置を推進することにより、水環境の水質保全に努めています。

「河川の美化」については、「おおむね達成している」との評価でした。

河川水質の保全を図るため、市内40箇所程度で年間を通して水質検査を行っており、結果はおおむね良好です。

「子どもたちが遊べる水環境の創造」については、具体的な取り組みが行われておらず、「達成できていない」との評価でした。

(2) まち並み

「不法投棄の防止」については、「達成している」との評価でした。不法投棄の防止については、環境モラルの向上が不可欠なため、根気強く啓発活動を継続していく必要があります。

「道路の景観保全」については、「おおむね達成している」との評価でした。

「まち並みの保全」についても、「おおむね達成している」との評価でした。

道路やまち並みの保全は、ボランティアによる清掃活動等により維持されています。今後も不法投棄やポイ捨て、空き家対策など様々な課題が想定されますが、市全体が一体となり取り組んでいく必要があります。

「公園の管理」については、「達成している」との評価でした。

「地域の緑化」についても、「おおむね達成している」との評価でした。

(3) 大気環境・騒音・振動・悪臭

「ごみ焼却の禁止」については、「おおむね達成している」との評価でした。

伊佐市は、例外的な野焼きが認められる農業や林業が盛んな地域であることもあり、以前より家庭での「ごみ焼却」が多く行われていました。「ごみ焼却」が法律で禁止されていることを繰り返し周知することで以前に比べて苦情等は少なくなっていますが、今後も焼却ゼロを目指して啓発を継続していく必要があります。

「事業所からの排気・悪臭対策」については、「おおむね達成している」との評価でした。排気に関する苦情報告はありませんが、畜産関係に関する悪臭相談に関しては、今後も関係機関と連携した対応が必要となります。

「自動車排出ガス対策」については「達成している」、「騒音・振動対策」については「おおむね達成している」、「光化学オキシダント対策」については「達成している」との評価でした。

3 地球温暖化対策、資源の循環

(1) 資源循環

「分別収集の徹底、ごみ減量化の推進」及び、「リサイクル・再利用の推進」については、「おおむね達成している」との評価でした。

ごみの分別収集については、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみに分けて行っていますが、分別の悪いごみ袋についての苦情や相談が寄せられています。分別収集が正しく行われることで資源の再利用（循環型社会の形成）につながることから、チラシの活用や広報紙への情報掲載、イベント時のブース設置など、今後も啓発活動を広げていく必要があります。

また、食品ロス問題の一環として実施している「残さず食べよう伊佐市30・10運動」については、新型コロナウィルス感染症の影響により十分な活動ができませんでしたが、今後も継続して周知・啓発していきます。

「バイオマスの活用」については、家畜の排泄物については堆肥に再利用しているため「おおむね達成している」ものの、それ以外の資源については「達成できていない」との評価でした。

「循環型社会の構築」については、「おおむね達成している」との評価でした。

「ゴミの総排出量」は人口減に伴い減少傾向にありますが、「1日一人あたりのごみ排出量」は微増傾向にあります。

(2) 地球温暖化

「地球温暖化対策の推進」については、「おおむね達成している」との評価でした。

地球温暖化対策は、市民、事業者、行政が一体となって理解を深め、一人ひとりがライフスタイルやビジネススタイルを見直し、行動することが重要なため、市民や事業者に対して的確に情報発信していくことが必要です。

「市行政での率先していく取組み」についても、「おおむね達成している」との評価でした。「伊佐市地球温暖化対策実行計画」では、市が行う事務、事業における温室効果ガス排出量の削減を目的としており、職員一人ひとりが温室効果ガスの排出抑制を心がけ、節電や省エネに取り組んでいます。

4 環境意識体験と学習

(1) 環境教育

「環境保全意識の確立」については、「おおむね達成している」との評価でした。

広報紙における周知のみでなく、ホームページも利用した情報の発信に今後も務めていきます。

「学校等における環境教育の推進」については、「おおむね達成している」との評価でした。各種団体との活動連携に関しては、新型コロナウィルス感染症の影響により十分な活動ができませんでしたが、今後は各種活動へ積極的に参加していきます。

「食育の推進」については、学校給食において「地産地消」を実施していることもあり、「達成している」との評価でした。

(2) 参加について

「環境保全・美化活動の推進」については、「おおむね達成している」との評価でした。

自治会の一斉清掃をはじめ、事業所や地区単位での美化活動が実施されてはいますが、各団体の一体的な活動や、青少年をはじめとする多方面への参加呼びかけの推進も、今後は行っていく必要があります。

「情報共有の場づくり」については、「達成できていない」との評価でした。

新型コロナウィルス感染症の影響により十分な活動や情報発信が出来なかつたことが要因ですが、今後は発信だけでなく、様々な環境問題に関する情報提供も含めた、ネットワーク化も必要になると考えられます。

「地域活動の活性化」については、「おおむね達成している」との評価でした。

4 目指す「環境に関する将来像」

伊佐市のまちづくりの最上位計画である「第2次伊佐市総合振興計画(2023~2032年)」で掲げる「笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち」の実現を目指し、本計画では「環境に関する将来像」の実現を目指していきます。

＜ 第2次伊佐市総合振興計画における「まちづくりの将来像」＞

“笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち”

人口減少、少子高齢化の進行、高度情報化・グローバル化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化など、社会や暮らしを取り巻く環境は変化し続けています。私たちは、こうした変化に対応し将来にわたって持続可能な地域社会を構築し、引き継いでいかなければなりません。

一人ひとりがお互いに尊重し合い、支え合い、いつまでも元気でいきいきと過ごすことができる伊佐、そのようなまちに暮らす人々は、明日への不安がなく、心穏やかに一日一日を生きることができ、自然と穏やかな笑顔になっていることが思い描かれます。

私たちが住み続けられるまちを創っていくために、伊佐市が目指すまちづくりの将来像を次のとおり定めます。

＜環境基本計画で目指す「環境に関する将来像」＞

“自然と融合した快適な生活空間づくり”

豊かな自然

伊佐市は、広大な国有林や民有林が融合した豊かな森林に恵まれ、その森林から生み出される清らかな水が流れる川が数多く存在するなど自然豊かな地域です。そこで生息している動物や植物も地域の人々にとって身近であり大切な存在です。豊かな森林に囲まれ、清らかな川で子どもたちが遊び、ホタルが舞うタバを楽しみ、美しい星空を眺めるなど、この自然の豊かさは毎日生活している私たち住民にとっても、観光や交流を目的で訪れる人々たちにとっても大きな魅力となっています。しかしながら一部に排水処理の不備や不法投棄等の要素により、汚染された川や地域が見られることも忘れてはなりません。

この豊かな自然環境を維持し続けるために、また、今以上に豊かなものにしていく努力をしながら、数十年後の次世代の人々も同じような環境で生活していくよう、受け継いでいかなければなりません。

人と自然の共生

私たちの生活は、「仕事、学校、娯楽、地域活動、社会活動」等さまざまな活動から形成されており、その活動は必ず環境に何らかの関わりを持っています。特に生活の基盤となる「仕事」については、第一次産業が基幹産業として栄えてきた歴史があり、稲作やたばこ耕作、金山ネギ、かぼちゃ、ゴボウ、自然薯などの農地を活かした特産品が生まれているとともに、自然環境の特性を活用した産業として畜産業も盛んな地域であり、牛、豚、養鶏の飼育など、自然との共生によって成り立つ産業が数多く存在しています。その他にも豊かな自然を活かした観光資源などがありますが、これらはかけがえのない財産です。今後は、人、自然、産業が共生している現状を認識し、市民、事業者、行政が一体となり未来へ引き継いでいくための行動を起こしていくことが大切です。

住みたくなるまち

伊佐市の大きな魅力である豊かな自然（みどり、清流、星空など）と人間活動の共生をもう一度見つめ直し、地域住民はもちろんのこと、訪れた人々にも自然に恵まれた環境に配慮しているまちと感じてもらい、就業的にも環境的にもこのまちに住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力あるまちづくりを目指していこうとする思いが大切です。

5 環境目標と重点プロジェクト

(1) 自然環境

森林や農地は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、景観保全、防災機能など様々な役割を担っています。なにより、豊かな水と緑の恵みは、私たちの生活を心身ともに豊かにしてくれるものです。緑豊かな山々の緑や清らかな川のせせらぎ、多様な動植物が生息・生育できる自然環境を、未来の子供たちに引き継ぐための取り組みを推進します。恵み豊かな農地を守るため、命を育む大地に感謝し、持続発展可能な農業を展開します。

【重点プロジェクト】

- ・農地を守る：環境保全型農業を推進します。
- ・森林を守る：計画的な造林・間伐・伐採による循環型森林経営の確立を図ります。

(2) 生活環境

爽やかな澄んだ空気や清らかな水は、私たちの生活に不可欠なものです。大気汚染や悪臭の防止、有害な化学物質による環境汚染の防止、水質汚濁の防止、騒音や振動の軽減に努め、健康で安心して住み続けられる快適な生活環境をつくります。

【重点プロジェクト】

- ・まち並みを守る：不法投棄の撲滅を目指します。
- ・きれいな川を守る：生活排水の浄化による水質の向上を図ります。

(3) 資源環境・地球温暖化

温暖化など深刻化する地球環境の状況を真摯に受け止め、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築することが急務となっています。

市民一人ひとりが日常生活を振り返りライフスタイルを転換し、事業者は耐久性の高いものづくりや売り方などの改善に取り組みます。循環型社会を実現するための3つのキーワード（3R）の推進を徹底し、環境にやさしいまちを目指します。また、節電や節水、食品ロスの削減など「もったいない」の精神のもと、限りある資源を大切にすると同時に、環境にやさしい新エネルギーの導入などを推進します。

「温暖化問題」は、気温の上昇のみならず、異常気象の誘発や生態系の破壊など、人類の生存基盤に関わり、地球環境を考えるうえで最も重要な環境問題のひとつです。

近年、局地的豪雨などの異常気象が頻発しており、温暖化対策の取り組みは急務となっています。地球に暮らす全ての人や生き物の未来のため、低炭素化などの温暖化対策を地域一丸となり、地球にやさしいまちづくりを積極的に推進します。

【重点プロジェクト】

- 地球環境を守る：市民一人ひとりが環境にやさしい行動を取ることにより、地域の環境を、ひいては地球の環境を守ります。

(4) 意識の向上・活動への参加

複雑化・多様化する環境問題には、市民一人ひとりが環境について理解し、自分の責務を認識したうえで、積極的に環境活動に取り組むことが重要です。また、人口減少、少子高齢化が進む中で、環境活動に取り組む人材も不足することが懸念され、今まで以上に市民、事業者、行政それぞれが主体となり、それぞれの立場で、相互に協力・連携を図っていくことが不可欠です。

環境教育・環境学習などの取り組みにより環境について正しく学び、環境にやさしい心と、実行力を持った人づくりを進めます。しかし、一人ひとりの力だけでは解決しがたい広範囲の問題や専門的知識が必要とされる環境問題もあります。市民、事業者、行政、専門機関などとも連携し、みんなで参加し考え、協働で築く環境に配慮した活動を開拓します。

【重点プロジェクト】

- 環境への意識向上：全ての世代の市民が環境問題や環境活動に触れる機会を増やすことで、環境への意識向上を図ります。

6 進むべき方向性

長期的な目標となる環境に関する将来像に近づくためには、目標を項目ごとに設定し、行動していくことが大切です。本計画では、総体的な指針となる以下の方針と施策を設定しました。

将来像	環境目標	基本方針	基本施策
自然と融和した快適な生活空間づくり	1 【自然環境】 豊かな自然を次世代へ ～人と自然が調和し地域資源 を活かしたまちを～	1-1 自然景観 ・本市の豊かな自然景観を守る ・豊かな森林環境を認識し、森林を守り育てる	①森林整備 ②地域の特性を活かした観光の推進
	2 【生活環境】 住みたい環境づくり ～清流や野外で子どもたちが 遊べるまちを～	1-2 動植物 ・動植物の生息、生育環境を保全	①多様な動植物の生息・生育環境の保全
		1-3 農畜産業 ・環境問題に配慮した農畜産業の推進	①環境保全型農業の推進 ②農地の保全
		2-1 水環境 ・生活排水処理やし尿処理を充実し豊か できれいな水環境を守る ・子どもたちが川で遊べる空間を守る	①水質保全・水源の確保 ②生活排水対策 ③子どもたちが遊べる水環境の創造
	2-2 まち並み ・豊かなまどりを保全しながら更に充実 させる ・不法投棄を防止し、まちの美化を推進	①不法投棄の防止 ②道路の景観保全 ③まち並みの保全 ④公園の管理	
	2-3 大気環境・騒音・振動・悪臭 ・空気のきれいなまちを守り続けながら、環境汚染のないまちを創造しよう	①ごみ焼却の禁止 ②排気・悪臭・騒音・振動対策 ③光化学オキシダント対策	
	3-1 資源循環 ・ごみの分別を徹底し、ごみの減量化を 推進する ・省資源、リサイクルを推進する	①分別収集の徹底、ごみ減量化の推進 ②バイオマスの活用 ③循環型社会の構築	
	3-2 地球温暖化 ・身近にできる地球温暖化対策の推進	①地球温暖化対策の推進 ②市で取組む地球温暖化対策	
	4-1 環境教育 ・子どもからの学習・体験を強化しなが ら、環境意識を育む活動を推進しよう	①環境保全意識の確立	
	4-2 参加について ・地域で開催される環境活動やイベント への積極的参加	①環境保全・美化活動の推進と活性化	

第3章

分野別基本計画

環境目標1（自然環境）豊かな自然を次世代へ

人と自然が調和し地域資源を活かしたまちを

環境目標2（生活環境）住みたい環境づくり

清流や野外で子どもたちが遊べるまちを

環境目標3（資源環境・地球環境）資源循環、地球温暖化対策

環境にやさしいまちを

環境目標4（意識の向上・活動への参加）環境意識体験と学習

人にも環境にも思いやりを

前章において、伊佐市の環境目標と進むべき方向性を定めました。本章では、その実現のため、それぞれの現状と課題を踏まえたうえで個別施策を設定します。また、設定においては、計画5年間の検証結果を踏まえ、取組内容の見直しも行っています。

本章に掲げる4つの環境目標は、一人ひとりが考え方行動する実行力と、みんなで協力し合う協働の姿勢がなければ実現できません。

市民、事業者、行政が環境問題に対する共通の認識を持ち、目指すべき目標を共有しながら取り組んでいきます。



湯之尾全景



楠本川溪流自然公園



忠元公園

環境目標1（自然環境）豊かな自然を次世代へ

基本方針1-1：自然景観

- ・伊佐市の豊かな自然景観を守る
- ・豊かな森林環境を認識し、森林を守り育てる



■森林整備

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○間伐に対する助成措置により森林環境を保全します。 ○認定林業事業体が作成する森林経営計画拡充の支援を行い、計画的に造林・間伐・伐採を行い、循環型経営の確立を図ります。 ○市有林の適正な運営と管理を図るため、森林整備事業等を計画的に実施します。 ○認定林業事業体の経営基盤の強化を進め、近代的、広域的な施業体制を確立します。 ○各種間伐補助制度を活用し、森林の健全な育成と適正な保全を推進します。 ○森林の適切な保全のため、伐採跡地の造林を推進します。 ○自然とのふれあいを通して、みどりを守り育てる意識を高めながら、市民参加型のみどりづくりを促進します。 ○小学校校舎や市営住宅など、公共施設の建築工事において、地元産木材の更なる利用の拡大を推進します。 	林務課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民団体、事業者、行政と協働のもと、森づくりや環境保全活動に積極的に参加します。 ○森林の役割・大きさについて認識を深めます。 ○林業の担い手を応援します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や行政と協働のもと、森づくりや環境保全活動に積極的に参加します。 ○林業の担い手を支援します。 	

■地域の特性を活かした観光の推進

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○奥十曾渓谷、十曾池公園、曾木の滝公園、楠本川渓流自然公園、忠元公園、湯之尾滝公園等の適正な管理と保全を行います。 ○伝統的な祭りや地元に根付くイベントを活かし、新たな観光資源の発掘とPRを更に推進します。 ○施設や公園をフルに活用し、体験型、滞在型観光・レクリエーション活動を推進します。 ○農を含めた観光資源の掘り起こしを進め、季節による市の風景をPRします。 ○観光資源を活用した観光ボランティアガイドの活用と養成を推進します。 ○田園風景を観光資源として活用します。 	地域振興課
市民	○各種イベント活動へ積極的に参加し、様々な体験を通して観光資源に対する知識を深めます。	
事業者	○各種ツーリズムなど環境ビジネス産業の支援、参加に努めます。	

基本方針1-2：動植物

- ・動植物の生息、生育環境を保全



■多様な動植物の生息・生育環境の保全

主体	取組内容	
行政	○農業農村整備事業情報協議会において、メダカ、ホタル等の生態系に配慮した農業基盤整備の実施計画を立案し、計画に基づき工法等検討し事業を実施します。	農政課
	○外来生物に関する問題は、鹿児島県及び近隣自治体及び市の関係部署と協議して対応します。	環境政策課
	○鳥獣による農作物被害を未然に防止するため防護柵の導入を推進し、鳥獣が生息できるエリアの確保を考慮しながら、林産物と農作物の被害の軽減と農業経営の安定を図ります。 ○鳥獣による被害が確認された場合には、被害に応じて有害鳥獣駆除対策等を実施します。	林務課
市民	○外来種や園芸種は、適正な飼育・管理を行います。 ○ペットは、自然の中に逃がしたり、放流したりしません。	
事業者	○生物多様性に配慮し、自然や生き物にやさしい事業活動に努めます。 ○有害鳥獣の捕獲に協力します。	

●川内川流域における外来水草の増殖

鶴田ダムの保水湖である大鶴湖では、平成20年頃以降に外来水草のボタンウキクサやホティアオイが度々確認されていましたが、令和元年8月以降に大増殖し令和元年11月には曾木発電所遺構付近まで覆う状態となりました。その後、鶴田ダム管理所を中心とした流域関係団体の駆除活動等により、令和4年度はほとんど確認されない状態まで収束しました。外来水草繁殖の起点となるのは上流域からの流入水草が原因です。外来水草は水路等へ流入すると少量でも越冬し、大きな河川に流れ込んで繁殖します。

河川環境を守るため、観賞用の水草などは適切に処分を行いましょう。



基本方針1-3：農畜産業

- ・環境問題に配慮した農畜産業の推進



■環境保全型農業の推進

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○土づくりや化学肥料・農薬の適切な使用により、環境負荷を可能な限り低減した農法を推進します。 ○耕作・畜産連携のもと、土壤診断に基づく適正施肥と完熟施肥を利用した土づくりによる環境にやさしい農業を推進します。 ○生産性の高い農業と消費者の求める「安心・安全な農産物」を提供できる環境保全型農業を推進し、ブランド確立をめざします。 ○堆肥センターの利用を促進し、堆肥センターを核として良質堆肥の流通の促進を図ります。 ○家畜排せつ物処理法の遵守を畜産業経営者に徹底し、環境に配慮した畜産のまちづくりをめざします。 ○堆肥の野積み等による環境の悪化を防止するとともに、優良な堆肥の生産による環境保全型農業を推進します。また、地下水、河川への汚水の流入を防ぎます。 ○家畜排せつ物の適切な堆肥化のために、堆肥センターの利用と堆肥舎等の整備を推進します。 ○農地への堆肥散布においては悪臭等の問題を解消するために、堆肥散布後早期の耕耘や、堆肥の適正な管理を行なわれるよう啓発します。 ○家畜排せつ物処理法の規制の対象とならない農家に対しても、地下水、河川への汚水の流入を防ぐために、経営者に対して適切な処理について啓発します。 	農政課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○地元農産物及び環境にやさしい農業への理解を深め、生産物の購入などを通して農業を応援します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○農薬や化学肥料使用量の削減を目指し、環境負荷が少なく、安心・安全な農業を推進します。 ○農業用の廃プラスチックを適正に処理することにより、地球環境を保全します。 	

●伊佐堆肥センター

良質堆肥製造のため地元のJAが管理していた2か所の堆肥センターを平成20年に統合して、新たに伊佐堆肥センターを整備しました。堆肥センターの管理運営は公益社団法人伊佐農業公社が実施しており、家畜糞は畜産農家が直接搬入（計量は自動化）し、堆肥処理料は畜種毎に設定しています。発酵処理により堆肥化を行うもので、1日あたりの処理能力は40.6 tとなっています。

令和4年度の総搬入量は5,423 t、堆肥製品販売量は2,943 tでした。

■農地の保全

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業団体による協働活動を通じ、地域の農地、農業用水等の資源や農地環境の良好な保全と質的向上を図ります。 ○農地の利用集積を目的に、遊休農地や耕作放棄地等の荒廃解消も兼ねて、農地流動化推進事業を進めます。 ○農業生産活動を通じ、中山間地域における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から当該活動を行う農業者に対し交付金を支給します。 ○農地を適正に管理しながら有効利用を推進し、景観保全に努めます。 ○天地返し（表層の土と下層の土とを入れ替える作業）による土壤環境の保全を推進します。 ○地域による清掃作業の実施など、農業・農村が有する多面的機能を維持する活動を推進し、良好な景観の形成に努めます。 ○遊休農地や耕作放棄地等の荒廃解消の1つとして、景観作物の栽培を推進します。 	農政課
	<ul style="list-style-type: none"> ○耕作放棄地調査により、事業導入が可能な農地については有効利用のための協議を進めます。 ○農地パトロールを実施しながら、農業委員会だより等を活用して無断転用の防止に努めます。 	農業委員会
市民	○農地の役割・大切さについて認識を深めます。	
事業者	○耕作放棄地などの拡大防止と有効利用に努めます。	

【取組に関連する指標】

環境目標	環境指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	担当課	備考
(自然環境) 豊かな自然を 次世代へ	林業就業人口(人)	116	121	林務課	(総合振興計画値)
	認定林業事業体	5	5		
	観光客数(人)	659,940	805,000	地域振興課	(総合振興計画値)
	宿泊客数(人) (キャンプ場含む)	21,170	34,000		(総合振興計画値)
	堆肥センターへの持込量(t)	5,423	5,423	農政課	
	耕作地面積(ha)	4,552	4,258		
	遊休農地面積(ha)	151.7	126.0	農業委員会	

環境目標2（生活環境）住みたい環境づくり

基本方針2-1：水環境

- ・生活排水処理やし尿処理を充実し豊かできれいな水環境を守る
- ・子どもたちが川で遊べる空間を守る



■水質保全・水源の確保

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none">○市内を流れている河川の水質検査を実施し、河川の現況確認と浄化に向けての対策を実施します。○市民により維持・管理されている小規模水道施設の環境衛生を維持しながら、更なる向上を目的とした維持・管理活動を推進し、その一環として小規模水道の水質検査を実施し支援します。○市内事業所排水の水質検査を行い、事業者に対して適正な指導と連携を図りながら河川の浄化を図ります。	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none">○安心・安全な水を安定的に供給するために、上水道関連施設の維持・管理を適正に図るとともに、必要に応じた整備の対策を図ります。○水道施設稼働の効率的な運用と安心・安全で安定的な上水の供給を図ります。	水道課
市民	○水質汚濁の調査、情報提供に協力します。	
事業者	○事業活動に伴う排水は、適正に管理・処理し、環境負荷の低減に努めます。	

■生活排水対策

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none">○公共下水道（農業集落排水施設）が整備されている地域（菱刈中央地区・菱刈北部地区・大口平出水地区）では、汲みとり式・単独浄化槽からの転換を推進し、下水道施設の更なる利用を促進します。○公共下水道が整備されていない地域では、一般住宅、事業所共に合併浄化槽の設置を進め、生活排水と事業排水の浄化を促進します。	建設課 環境政策課
	<ul style="list-style-type: none">○水きりネット使用や、調理くず・食べ残し・廃油は流さないなどの、生活排水処理対策を実践します。	
事業者	○事業活動に伴う排水は、適正に管理・処理し、環境負荷の低減に努めます。	

■子どもたちが遊べる水環境の創造

主体	取組内容	
行政	○子どもたちが安全に遊べる水辺の環境を守ります。	環境政策課
	○カヌーの練習や試合ができる水辺の維持を図り、整備についても推進します。	文化スポーツ
	○災害復旧等の河川改修工事では環境保全型ブロック等を使用し、環境に配慮した施工を推進します。	建設課
市民	○地域などの河川美化活動に積極的に参加します。	
事業者	○地域などの河川美化活動に積極的に参加します。	

●大鶴湖水環境改善ヤソバ -y (in 針持小学校)



基本方針2-2：まち並み

- ・豊かなみどりを保全しながら更に充実させる
- ・不法投棄を防止し、まちの美化を推進



■不法投棄の防止

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○市内一斉美化活動を通じて環境モラル向上を図ります。 ○不法投棄監視業務受託者等と連携してパトロールを強化します。 ○不法投棄が多く見られる国・県道では、道路管理者と連携して適切に対処するとともに、市道や林道では啓発用看板の設置や清掃を行い不法投棄がしにくくなるような環境維持に努めます。 	環境政策課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化や美化活動に積極的に参加します。 ○たばこや空き缶などのポイ捨てをしません。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○研修や美化活動を通して、事業者内の美化意識の啓発に努めます。 	

■道路の景観保全

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民による道の清掃活動に対し支援をします。 ○市内一斉美化活動を実施します。 ○行政職員による早朝清掃活動を定期的に実施します。 ○犬の適正な飼育方法を啓発し、住民生活の環境保全に努めます。 	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ○市道の樹木等については、計画的に伐採・剪定作業を実施します。 ○道路の維持修繕は適正に行います。 	建設課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化や美化活動に積極的に参加します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○沿道の除草など身近な道路環境の向上に協力します。 	



ボランティアによるごみ拾い活動



不法投棄（冷蔵庫）

■まち並みの保全

主体	取組内容	
行政	○伊佐市景観条例の制定を検討します。 ○所有地及び管理地は、所有者及び管理者が適正な管理を行うよう啓発に努めます。	環境政策課
	○空き家対策は相談窓口を設置し、老朽化した危険家屋については解体補助金を交付し、所有者又は管理者に適正管理の啓発に努めるとともに、「空き家・空き店舗バンク」を活かし、空き家の減少と定住の促進を図ります。	地域振興課 環境政策課 総務課
	○道路・公園・排水溝等、インフラの維持管理を徹底し、必要箇所については整備しながら居住環境を守ります。	建設課
市民	○ 景観形成に关心を持ち、良好なまち並みづくりに協力します。	
事業者	○ 生垣緑化や沿道の花壇づくりに協力します。 ○ 地域の特性に配慮した景観づくりに協力します。	

●さくらの植栽

伊佐市の桜の名所は、奥十曾の「樹齢600年を超える日本一のエドヒガン桜」や「忠元公園の千本桜」が有名ですが、令和5年3月に開催された第5回大口城桜植樹祭では、市内外から参加した30人が100本の桜木を植樹しました。

これは、「大口城を愛する会」のみなさんがボランティアで大口城跡を整備している一環で、第5回までに732本の桜木が植樹されました。目標としている1,000本の植栽が達成される頃には、大口小学校裏の大口城跡地が新たな名所になると思われます。

■公園の管理

主体	取組内容	
行政	○公園の適正な維持管理に努め、安全基準を満たさない遊具は改修・撤去し、市民が憩いの場として活用できるように、適正な管理を継続します。 ○公園に設置してある公衆トイレの清掃等について、適正に管理を行いながら公園の除草作業等も定期的に実施し明るく遊びやすい公園の管理に努めます。	地域振興課
市民	○ 公園の美化や緑化活動に積極的に参加します。	
	○「みどりの募金」への協力等、緑化推進活動の理解を深めます。	

基本方針2-3：大気環境・騒音・振動・悪臭

- 空気のきれいなまちを守り続けながら、
環境汚染のないまちを創造しよう



■ごみ焼却の禁止

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 家庭でのごみの焼却が法律で禁止されていることを周知します。 不法焼却については、関係機関と連携をとりながら指導します。 	環境政策課
市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における不適正な野外焼却を行いません。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から排出される廃棄物は適切に処理します。 	

■排気・悪臭・騒音・振動対策

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 事業所から発生する排気・悪臭の防止や改善のために、関係課及び関係機関と連携を図りながら指導します。 自動車の排出ガス対策として、エコドライブ等の省エネルギー運転を広く周知するとともに、公用車の利用においてもエコドライブを徹底するよう連携を図ります。 苦情が発生した際には現地調査を実施するとともに、関係機関と連携を図り苦情発生の原因となった個人・事業者等に対して指導します。 ペットによる騒音は、関係機関と連携をとりながら飼い方等について指導します。 	環境政策課
市民	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の適正管理、ごみ出しルールの厳守、ペットの適正な飼養など、日常生活における悪臭発生の抑制に努めます。 アイドリングストップ、エコドライブなど省エネルギー運転に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭物質の排出に関する規制基準を遵守します。 低公害車の使用・導入を推進します。 アイドリングストップ、エコドライブなど省エネルギー運転に努めます。 	

■光化学オキシダント対策

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県光化学オキシダント緊急時対策措置要綱に基づいて適切に対応します。 	環境政策課
市民	<ul style="list-style-type: none"> 光化学オキシダントやPM2.5注意報などの発令時には、不要不急の外出を避け健康保持に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の調査に協力します。 	

●光化学オキシダント

太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体のこと。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や植物の葉の組織破壊など広範囲に渡る。

【取組に関連する指標】

環境目標	環境指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	担当課	備考
(生活環境) 住みたい環境 づくり	危険家屋の解体 ・撤去助成件数	26	30	総務課	(総合振興計画値)
	空きバンクの成約件数 (平成29年からの 累計件数)	64	150	地域振興課	(総合振興計画値)
	清掃・美化活動を実 施した自治会の割合	61.65%	61.65%	環境政策課	(総合振興計画値)
	汚水処理人口普及率	65.81%	75.89%		(総合振興計画値)
	不法投棄パトロール によるごみ回収量	160 kg	128 kg		
	不法投棄に関する 苦情・相談件数	13	10		
	ごみ焼却に関する 苦情・相談件数	7	5		

環境目標3（資源環境・地球環境）資源循環、地球温暖化対策

基本方針3-1：資源循環

- ・ごみの分別を徹底し、ごみの減量化を推進する
- ・省資源、リサイクルを推進する



■ 分別収集の徹底、ごみ減量化の推進

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物の適正な処理を行い、生活環境の保全に努めます。 ○ごみの分別の徹底により資源ごみとして収集・運搬することで、ごみの減量化と再資源化を推進します。 ○買い物の際はマイバックを持参して、過剰包装を断るよう推進します。 ○市が発行している「ごみの分け方・出し方」や「ごみ収集日程表」の活用により、ごみの分け方や出し方等ごみに対する正しい認識について啓発します。 ○「残さず食べよう 伊佐市 30・10運動」の継続した実施により、食品ロスを減らし、生ごみの減量化を推進します。 ○広報紙等を活用し、市民、事業者にごみの減量化や分別の徹底について啓発します。 ○小中学校PTAや自治会、子ども会、スポーツ少年団等による資源ごみの回収活動を支援し推進することで、ごみの減量化と再資源化を推進します。 	環境政策課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○エコクッキングやマイバッグの利用により、ごみの減量に取り組みます。 ○家庭ごみの分け方・出し方のルールを守ります。 ○缶・びん・ペットボトル等の資源ごみ分別収集に協力します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業に必要な原材料等は、再生資源等、環境に配慮した製品を使用します。 ○産業廃棄物は処理業者に依頼して、適切に処理します。 ○缶・びん・ペットボトル等のリサイクルが可能なものの再資源化に努めます。 	

■バイオマスの活用

主体	取組内容	
行政	○伊佐堆肥センターを中心とした完熟堆肥の利用を継続して推進します。	農政課
	○木材チップを利用したバイオマス資源の利用を継続して推進します。	林務課
市民	—	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○家畜排泄物は適正に管理・処分し、堆肥利用に協力します。 ○バイオマス活用できる資源については、資源利用に努めます。 	

●バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、エネルギーや物質に再生可能な動植物から生まれた有機性の資源 (石油や石炭などの化石資源は除かれます) のことで、具体的には、農林水産物、稻わら、もみがら、家畜排泄物、木材くず、食品廃棄物などを指します。

■循環型社会の構築

主体	取組内容	
行政	○ごみの減量化と循環型社会形成に向けての各種事業を推進します。 ○使用する消耗品や文具、事務機器類等の購入については、エコマーク・グリーンマーク商品の購入に努めます。 ○循環型社会構築のために3R運動を推進します。	環境政策課
	○学校給食に地元食材を活用し、生徒児童に地元の農産物に対する認識を深めてもらいながら、地産地消を推進します。	学校給食センター
市民	○エコマークなどを参考に環境に配慮した製品やサービスを選びます。	
事業者	○3R推進のための環境教育・環境学習・普及活動に積極的に取り組みます。	

●エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体で環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。消費者が暮らしと環境との関係について考え、環境に配慮された商品を選ぶための目安として役立てられることを目的としています。

●グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として制定したマーク。古紙を原則として40%以上原料に利用した製品(トイレットペーパー・ちり紙は100%、コピー用紙・新聞用紙は50%以上)に表示できる。



基本方針3-2：地球温暖化

・身近にできる地球 温暖化対策の推進



■地球温暖化対策の推進

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙等で地球温暖化に関する情報を随時提供しながら、環境学習を推進します。 ○エコドライブを推進します。 ○近距離での移動についてはウォーキングや自転車等を利用するよう啓発します。 ○再生可能エネルギーについて市民の理解を深め、家電製品の買い替え時には省エネタイプの購入を、照明の交換時にはLED照明に変更するなど、環境にやさしい商品の購入を啓発します。 ○運送に要する燃料等の削減に繋げるため、地元食材を使った地産地消を推進します。 ○ゼロカーボンシティ宣言内容の実現に向け、伊佐市が業務上で排出する温室効果ガス排出量を、令和12（2030）年までに平成27（2015）年比で伊佐市地球温暖化対策実行計画の目標値である46%まで削減することを目指します。 ○各地で開催される環境イベントの積極的に参加するようにします。 ○省エネルギーに対応した商品の購入を推進します。 ○クールビズ、ウォームビズ（夏は冷房の設定温度28℃以上、冬は暖房設定温度19℃以下）の実施を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採した後の森林における植林の推進や、除間伐等森林整備の推進による対策を関係機関と連携を図りながら推進します。 ○市有林等の森林整備を行い健全な森林を育成しながら、その他の民有林についても豊かな森林整備が実施されるよう啓発します。
	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の改修や更新を行う際は、省エネルギー設備等の導入に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車に低燃費自動車（ハイブリット車、電気自動車）の導入を推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○節電やごみの削減といった日常生活の無駄を省くなど、省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの転換に努めます。 ○近距離での移動についてはウォーキングや自転車等を利用したり、自動車を利用する際はエコドライブに努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境マネジメントシステムなどを積極的に導入し、省資源・省エネルギー型の事業活動に努めます。 ○ノーマイカーデイの設定など、通勤時の自動車利用縮小に努めます。

●環境マネジメントシステム

事業者などが環境方針などを自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制と手続きで、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものが代表的。

●ゼロカーボンシティ宣言

日本における温室効果ガス排出量の内訳では、二酸化炭素の比率が極めて高く、約90%を占めています。ゼロカーボンシティとは、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す自治体のことです。

伊佐市においても、令和5年2月21日に「伊佐市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

●電気自動車を活用した脱炭素化及び強靭化に関する連携協定

伊佐市と日産自動車株式会社、鹿児島日産自動車株式会社の3社で令和5年6月30日に連携協定を締結しました。

走行時の排出ガスゼロによる脱炭素社会の実現や、災害時に蓄電池としての利活用が期待されるEV（電気自動車）の飛躍促進を図り、自然環境の保全、クリーンで住みやすい持続可能な街づくりを目指します。



【取組に関連する指標】

環境目標	環境指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	担当課	備考
(資源環境・地球環境) 資源循環、地球温暖化対策	1日1人当たりごみ排出量	695 g	685 g	環境政策課	(総合振興計画値)
	資源ごみの回収量	336 t	312 t		(総合振興計画値)
	温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算値)	(R2年度) 2,656 t	(R12年度) 1,960 t		(伊佐市地球温暖化対策実行計画値)
	温室効果ガス削減目標 (達成度)	(R2年度) 26.9%	(R12年度) 46%		(伊佐市地球温暖化対策実行計画値)
	広報紙における環境情報の発信回数	7	12		
	ハイブリット車、電気自動車の導入台数	2	4	会計課	

環境目標4（意識の向上・活動への参加）環境意識体験と学習

基本方針4-1：環境教育

- ・子どもたちの学習・体験を強化しながら、
環境意識を育む活動を推進しよう



■環境保全意識の確立

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ等を活用して伊佐市環境基本計画を周知します。 ○環境に関する情報を広報誌等で随時掲載し周知します。 ○市内一斉美化活動を継続していくながら環境保全意識の確立を図ります。 ○伊佐湧水環境管理組合「未来館」等での研修会、見学会等を実施し、ごみに対する正しい知識を伝えていきます。 ○環境問題や自然保护を目的に活動しているNPO法人等と連携を図り、環境問題や自然保护活動への取組みを実施します。 ○環境出前講座を実施し、環境教育の啓発を図ります。 	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育計画のもと、各学校で環境保全意識の確立を推進します。 ○ふるさと学寮、環境美化活動を通して各学校の活性化を図ります。 ○学校における理科の授業や総合的な学習の時間を活用し、校区内河川の観察会を実施します。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域（PTA、子ども会、スポーツ少年団、自治会等）と連携して、環境教育や環境学習を行います。 ○水生生物調査を推進します。 	社会教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ○「地産地消」を基本とした健康で豊かな食生活の普及・定着を図ります。 	学校給食センター
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習へ積極的に参加します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や行政と協力し、環境体験学習や自然学習の機会の創出に協力します。 	

●わくわくエコ体験教室（環境出前講座）



●流域治水

流域治水とは流域全体で行う総合的な水災害対策のことです。全国的に浸水災害が多発しており、被害を少なくするための対策や、早期復旧・復興のための対策として各地で取り組みが進められています。

伊佐市でも過去に多くの浸水被害がでています。地域の住民が流域のことに関心を持ち学ぶことで、災害発生時の対応や緊急時の避難、ひいては災害の少ない街づくりへと繋がっていきます。



基本方針4-2：参加について

- ・地域で開催される環境活動やイベントへの積極的参加



■環境保全・美化活動の推進と活性化

主体	取組内容	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会の一斉清掃は、現在は市の呼びかけにより各自治会で自主的に実施されており今後も継続した取組みを推進します。 ○住みやすい環境の輪を広げるため、学校、事業所、商工会、行政等一体となった「ゴミ運動」等の活動を支援しながら推進します。 ○伊佐市一斉美化活動への青少年の参加を呼びかけ青少年の育成を図ります。 ○広報誌等を活用して行政や市民の環境保全・美化活動の情報を提供するとともに、ホームページを活用して市内外への情報発信を行います。 ○環境問題等をテーマに活動しているNPO法人等団体に対して活動を支援しながらネットワーク化を図ります。 ○小中学校のPTA、自治会、子ども会、スポーツ少年団等による、資源ごみ回収活動や、各自治会で実施されている粗大ごみ回収活動を支援します。 	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域振興のため自治会への補助金を交付し、自治会の健全育成と円滑な運営を支援します。 ○各校区の「地域コミュニティ協議会」による連帯感のある地域活動の促進を図ります。 	地域振興課
	○社会教育活動をより推進するために、公共の利益増進と自治会の振興を図ります。	社会教育課
市民	○地域の環境保全活動、美化活動、ボランティア活動等に積極的に参加します。	
事業者	○地域の環境保全活動、美化活動、ボランティア活動等に積極的に協力します。	

【取組に関連する指標】

環境目標	環境指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	担当課	備考
(意識の向上・活動への参加) 環境意識体験と学習	環境に関するイベント等の実施回数	1	3	環境政策課	(令和4年度より「ふるさと祭り」で環境ブースを設置)
	未来館・きらり館の見学者人数	284	284		
	ふるさと美化活動における参加延べ人数	8,207	8,207		

第4章

計画の推進にあたって

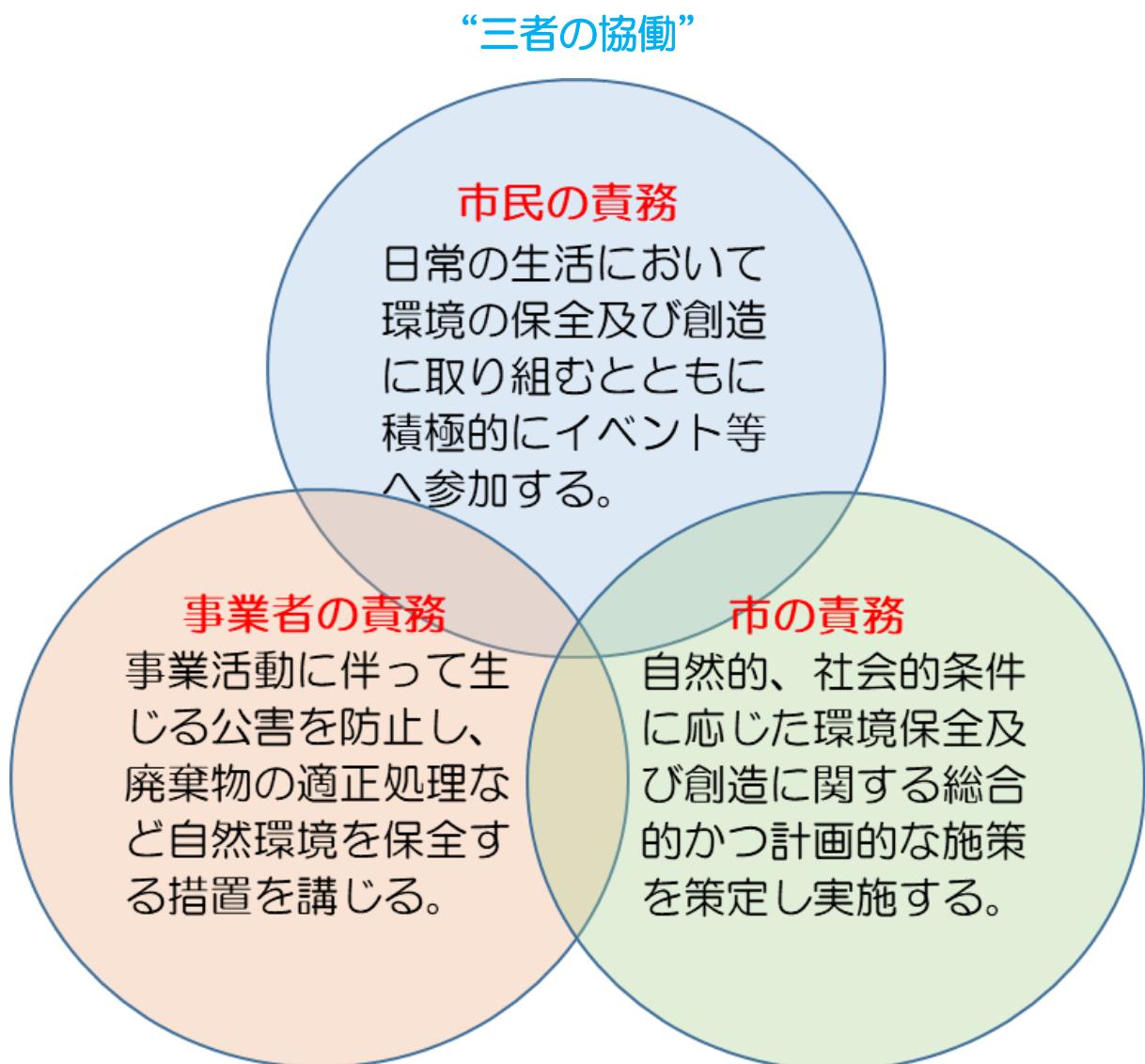
1 推進主体

2 推進体制

3 進行管理

1 推進主体

本計画の推進主体は、市民・事業者・市です。市が直接実施するものに限らず、市民や事業者が実施主体となるものや、三者の協働によるものなど、それぞれの責務を果たすとともに互いに協力・連携しながら、幅広く推進していく必要があります。



2 推進体制

(1) 庁内体制の整備

環境基本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、府内関係部局間の連携・協力が不可欠です。

総合的かつ効果的に本計画を推進するため、環境審議会の意見を聴きながら、各施策の進行状況の把握や点検、関係部局間の連携、調整を図るための府内体制を確立していきます。

(2) 環境審議会

環境審議会は、環境基本法に基づき、伊佐市の区域における環境の保全に関し、基本的事項を調査審議するために環境審議会条例で定めた機関であり、学識経験を有し、また、市内の公共的団体を代表する方々で組織しています。

環境審議会では、環境基本計画の報告を受けて点検・評価を行い、計画全体の進捗状況について確認し、また、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的に幅広い見地から審議を行います。

(3) 市民・市民団体、事業者の参画

環境保全に関する施策を総合的かつ効果的に進めていくためには、市民や地区コミュニティ協議会・NPO等の市民団体、事業者の皆さんの協力や自主的な活動が重要となります。

市民や事業者の皆さんの協力のもと、環境教育や環境学習などによる意識啓発の充実を図り、市の広報紙やホームページなどによる情報提供を充実させ、自主的な取組みに対する支援策などを講じていきます。

(4) 広域的な連携、協力体制

本計画に基づく施策の推進には、国や県、周辺自治体や関係機関などと協力して解決していくかなければならない環境問題もあります。

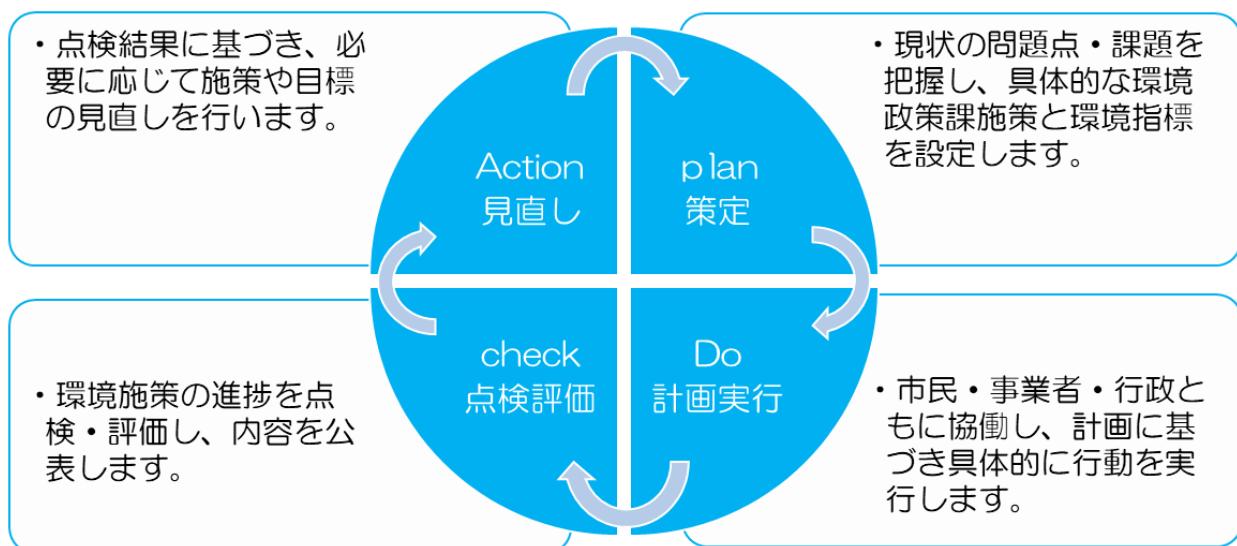
市域を超えた広域的な取組みが必要である水質汚濁や地球温暖化等の環境問題に対しては、今後も国や県、周辺自治体や関係機関などとの積極的な情報・意見交換に努め、連携と協力体制を強化していきます。

3 進行管理

本計画の進捗状況については、「PDCAサイクル」を用いて把握し、定期的な点検・評価を行うことにより、本市の環境について継続的な改善を図っていきます。

本計画の実効性を高めるため、施策や事業の進捗状況を的確に把握し、ホームページなどを利用し、広く公表していきます。

また、計画の進捗状況を環境審議会に報告し、意見・指導などを受けます。



資料編

1 伊佐市環境保全及び美化推進条例

2 策定の経緯

3 用語集

1 伊佐市環境保全及び美化推進条例

平成20年11月1日

条例第147号

改正 令和2年3月23日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等のごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の保全及び美化を積極的に推進し、もって市の美しい自然と良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(令2条例8・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民及び市内に勤務し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 公共的団体 自治会、商工会その他の公共的活動を行う団体をいう。
- (4) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、保健所、国道又は県道の管理を行う機関及びその他の行政機関をいう。
- (5) ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)をいう。
- (6) 空き缶、吸い殻等 飲料、食料等の缶、ビンその他の容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- (7) 燃骨 人の遺体を火葬した遺骨(その形状が顆粒状の物及び遺灰を含む。)をいう。
- (8) 敷布 物を一定の場所にまくことをいう。
- (9) 公共の場所 市内の道路、河川、公園、広場その他の不特定又は多数の市民等が使用する場所をいう。

(令2条例8・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、美しい自然と良好な生活環境を確保するため、具体的な施策を総合的に推

進しなければならない。

- 2 市は、生活環境の改善について市民等への啓発に努めるとともに、市民等による自主的な環境保全及び美化活動に対して、積極的に支援するものとする。
- 3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、関係行政機関と協力し、密接な連携を図らなければならない。

(令2条例8・一部改正)

(市民等の責務)

第4条 市民は、自宅周辺を清潔に保つなど、美しい自然と良好な生活環境を確保するため、必要な措置を構ずるよう努めなければならない。

- 2 市民は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、自主的に環境保全及び美化活動を推進するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市、事業者、公共的団体及び関係行政機関が実施する環境保全及び美化に関する施策、事業及び活動に協力しなければならない。

(令2条例8・一部改正)

(事業者等の責務)

第5条 事業者及び公共的団体(以下「事業者等」という。)は、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、自己の施設及びその周辺を清潔に保つなど、美しい自然と良好な生活環境の確保に資するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、前項の責務について、従業員その他の事業活動等に従事する者に周知しなければならない。
- 3 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

(関係行政機関の責務)

第6条 関係行政機関は、市の環境保全及び美化を推進するための施策に協力するものとする。

(令2条例8・一部改正)

(公共の場所の管理)

第7条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりにごみが捨てられないように適正に管理しなければならない。

2 市は、必要に応じ、公共の場所の管理者に清掃等適切な維持管理を要請するものとする。

(土地建物等の管理)

第8条 土地、建物又は工作物を所有し、占用し、又は管理する者(以下「土地建物等の管理者」という。)は、その土地、建物又は工作物及びこれらの周辺を清潔に保ち、みだりにごみが捨てられることのないように管理するとともに、雑草等が繁茂したときには、刈取り等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地建物等の管理者は、その土地、建物又は工作物にごみが捨てられ、落書きされ、又は貼り札、チラシ等が放置されているため地域の快適な生活環境を損なうおそれがあるときは、そのごみを自らの責任で適正に処理するよう努めなければならない。

(禁止行為等)

第9条 市民等は、みだりに空き缶、吸い殻等を捨て、又はごみを焼却してはならない。

2 犬又は猫その他の愛玩動物の所有者又は管理者は、当該動物を適正に飼養管理するとともに、みだりにふんを放置してはならない。

3 市民等は、公共の場所においてみだりに置き看板、のぼり旗、貼り札等又は商品その他の物品を放置(設置する権限のない場所に設置する場合は、放置とみなす。)してはならない。

(ごみの散乱防止等)

第10条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみの散乱の防止に努めなければならない。

2 ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、その散乱の防止について、市民等に対する意識の啓発を図るとともに、回収について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 容器入りの飲料又は食料を販売(自動販売機による販売を含む。)する者は、空き缶、空きビン等の容器及び包装の散乱防止について市民等への啓発を行うとともに、その販売する場所(自動販売機の設置場所を含む。)にこれらを回収する設備を設けるなど、適正な回収に努めなければならない。

4 土木工事、建築工事その他の工事の施工者は、当該工事により生じる土砂、がれき、廃材等が公共の場所に飛散し、又は流出しないように適正に管理しなければならない。

(チラシ等の散乱防止等)

第11条 市民等は、屋外広告物を掲出し、又はチラシその他の宣伝物(以下「チラシ等」という。)を配布しようとするときは、まちの美観を損なうことがないように配慮しなければならない。

2 公共の場所において、チラシ等を配布し、又は配布させた者は、そのチラシ等が散乱した場合においては、速やかにこれを回収し、当該公共の場所の清掃を行わなければならない。

(散布の制限)

第12条 何人も、市長が別に定める場合を除き、焼骨を散布してはならない。

(令2条例8・追加)

(改善勧告)

第13条 市長は、第8条から前条までの規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められるときは、当該違反者に対し、適正な措置を講ずるよう勧告することができる。

(令2条例8・旧第12条繰下)

(改善命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(令2条例8・旧第13条繰下)

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(令2条例8・旧第14条繰下)

(顕彰)

第16条 市長は、環境の保全及び美化への貢献に対し、顕彰を行うことができる。

2 前項の顕彰の方法については、別に定める。

(令2条例8・旧第15条繰下・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令2条例8・旧第16条繰下)

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者で、第14条の改善命令を受けてこれに従わなかったものは、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項の規定に違反して、みだりに空き缶、吸い殻等を捨てた者
- (2) 第9条第2項の規定に違反して、みだりにふんを放置した者

(令2条例8・旧第17条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大口市環境美化推進条例(平成16年大口市条例第32号)又は菱刈町環境美化推進条例(平成16年菱刈町条例第7号)(以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前にした行為に対する罰則の適用については、合併前の条例の例による。

附 則(令和2年3月23日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定の経緯

(1) 伊佐市環境審議会

開催日		協議内容
第1回	令和5年3月10日	計画前期5年間の検証結果について報告 伊佐市環境基本計画の見直しに関するスケジュール説明
第2回	令和5年8月25日	伊佐市環境基本計画（見直し案）の内容審議

(2) 審議会委員

(令和5年8月25日現在)

氏名	団体等
中村 周二	伊佐市商工会
田口 雅之	北さつま農業協同組合
河野 辰男	伊佐森林組合
湯田 猛	鹿児島県環境保全協会 伊佐支部
石原 明紀	伊佐市コミュニティ連絡協議会
山田 満	川内川上流漁業協同組合
村上 善成	小中学校長代表
森山 博巳	大口建設業組合
三重 雅哉	特定非営利法人 水と地球
肥後 結子	ISART
船間 純一	鹿児島県姶良伊佐地域振興局 保健福祉環境部 (姶良保健所)
宮後 和博	伊佐市林務課長
木ノ上 勝志	伊佐市農政課長
長浜 哲郎	伊佐市環境政策課長

3 用語集

ア行

☆悪臭

悪臭とは人が知覚できる臭気のうち不快なものを指し、環境基本法において定義される典型7公害（①大気汚染、②水質汚濁、③土壤汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭）の一つです。不快の定義および数値化が困難で騒音以上に個人差が大きい感覚公害で、悪臭防止法で規制されている。

☆NPO法人

「NPO（Non Profit Organization）」は、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。「NPO法人」は、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

☆屋外広告物法

昭和24年に制定された法律で、良好な景観を形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止が目的で、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制基準を定めている。

☆温室効果

太陽光に暖められた地表が放出する赤外線を二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収するため、地表が温室のように保温される現象のこと。赤外線を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、代替フロン等（HFC、PFC、SF₆）がある。近年、二酸化炭素（CO₂）等が増加しており気候が温暖化する可能性が指摘され、温室効果ガスの発生量を減らそうとする取組みが行われている。

力行

☆外来生物

本来の生態系には生息・生育しないのに、食用やペット等の目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物。明治時代以降、日本に入って定着した外来生物は約2,000種類に上り、在来種を駆逐（くちく）、在来種と交雑して生態系を激変させる侵略的な外来生物も少なくなく、平成17年6月に施行された外来生物法は、侵略的な外来生物や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来生物を、「特定外来生物」に指定し、飼育や輸入、販売を規制し、駆除を定めている。

☆合併浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等排水）を個別にまとめて処理する浄化槽のこと。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共用水域の汚濁を軽減する効果がある。

☆環境基準

環境基本法に基づいて、大気汚染・水質汚濁・騒音などから人の健康を守り、生活環境を保全するために設けられた環境上の基準である。環境基準は行政上の目標値であり、直接工場等を規制するための規制基準とは異なっている。

☆環境基本計画

環境基本法に基づいて、国及び地方公共団体の環境保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた計画。この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策や、その方策を具体化する手順等が示されている。

☆環境基本法

1993年制定。国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項などを定めている。地球規模の環境問題に対応し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることや、国際協調による地球環境保全の積極的な推進などを基本理念としている。

☆環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるものを指している。

☆環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意し、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等の使用による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

☆下水道

生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設を指す。下水道法上の下水道には、市街地及び周辺地域を対象に、地方公共団体が整備・管理する「公共下水道」、2つ以上の市町村にまたがり広域的に整備する「流域下水道」、主として市街地における雨水を排除するために市町村が管理する「都市下水路」等がある。

☆光化学オキシダント

物の燃焼により発生した窒素酸化物等が、紫外線による化学変化により発生させたスモッグのことで、夏の日差しが強く、風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は目や喉が痛くなったり、植物に影響が現れたりするほか、視程障害をおこしたり呼吸器系皮膚粘膜をおかなど広範囲にわたっている。

サ行

☆循環型社会

限りある資源を有効活用するため、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費されるものや、エネルギー等、あらゆるものを資源として循環し再利用することによって、環境への負荷を可能な限り低減することを目指した社会のことである。平成12年に制定された「循環型社会形成促進基本法」は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして環境負荷ができるだけ少なくした社会」と定義し、循環型社会を構築する方法として「①ごみを出さない②出たごみはできるだけ利用する③どうしても利用できないごみはきちんと処分する」を提示している。

☆振動

物理学的に広い意味で定義すると、あの量の大きさが時間とともに大きくなったり小さくなったりする現象ということができる。例えば物体が一つの点を中心に一定の周期で揺れ動く場合等がこれにあたる。環境問題としての振動は、その現象が地盤等を通じて伝播し、生理的な影響（睡眠障害等）、心理的な影響（作業効率低下等）、社会的な影響（家屋被害等）を及ぼすことをいう。環境基本法で定義されている典型7公害の一つであり、発生源としては工場・事業場・建設作業・道路交通等が挙げられる。

☆水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出されて水の状態が損なわれることを水質汚濁という。発生源は、生活排水・工業排水のほか、農業排水・畜産排水など人為的な活動によるものであり、影響としては、有害物質による魚介類や人への影響、水中の窒素やリンが増えることにより藻類の異常繁殖及び赤潮の発生等があげられる。

☆生活排水

台所、トイレ、お風呂など、私たちが日常生活で使った水のことです。そのうち、トイレの水（し尿）を除いたものを生活雑排水といいます。私たちが1人1日に出す生活排水のうち、生活雑排水の汚れは全体の約67%を占め、とくに台所からの汚れが多くを占めています。

☆生態系

空気、土、水などの自然環境と植物や動物など、その自然環境の中で住んでいる生き物たちは、太陽の光エネルギーを命の源として、お互いにかかわりあっています。このような自然界の物質とその循環をまとめて、生態系といいます。生態系の循環は、生産者、消費者、分解者および還元者から構成されており、海洋、湖沼、河川、森林、草原、砂漠、都市などが代表的な生態系である。

☆生物多様性

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、①生物種の数が多いという「種間の多様性」②同じ種の中でもそれぞれの固体が有する遺伝形質が異なる「種内の多様性（遺伝子の多様性）」③これらの生物とその生態環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいる。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠で、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせない。国は生物多様性条約の加盟国として平成7年に生物多様性国家戦略を策定。

☆騒音

ある音が騒音になるかならないかは、人の主観的な判断によるものなので、ある人にとって好ましい音であっても、他の人にとっては騒音と認識されることもある。一般的には、生理的な影響（聴力障害、睡眠障害等）、心理的な影響（会話障害、作業効率低下等）、社会的な影響（地価の低下等）を及ぼす音をさす。騒音は環境基本法で定義されている典型7公害（①大気汚染、②水質汚濁、③土壤汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭）の一つです。

タ行

☆大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質、及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質により大気が汚染することをいう。代表的な汚染物質としては、工場から排出される二酸化硫黄を主体とした硫黄酸化物（SO_x）、二酸化窒素を主体とした窒素酸化物（NO_x）、燃料の不完全燃焼に伴う一酸化炭素（CO）、燃料の未燃焼や溶剤の蒸発などに伴う炭化水素（HC）、ばい煙発生施設・粉じん発生施設・自動車排ガスに伴う浮遊粒子状物質（SPM）などのほか、重金属・そのほか種々な化学物質などがある。

☆地球温暖化

人間の活動によって、二酸化炭素やメタンなどの大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球の気温が上昇し続け、気候や生物など自然界のバランスを崩している現象を「地球温暖化」と呼びます。地球の表面はもともと窒素や酸素、二酸化炭素（CO₂）などの大気が取り巻いており、気温を一定に保つ役割を果たしていますが、濃度が高まると太陽からの熱が宇宙へ戻らず、気温が上昇していきます。

ナ行

☆農業基盤整備

農業構造の改善や、生産性向上とバランスのとれた農業生産の推進のために農業生産の基盤となる土地、水利条件などの整備、開発をする事業のこと。

ハ行

☆不法投棄

廃棄物を不法に投棄することです。ごみの不法投棄対策として、環境省は「不法投棄撲滅アクションプラン」（平成16年6月策定）等に基づき幅広い取組みを推進してきたが、平成19年度より、不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組みとして、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、自治体、市民等が連携して、監視活動や啓発活動を一斉に実施している。

☆保水機能

森林、雑木林などに降った雨は、その一部が地中に浸透し、水量を減らしながら、緩やかに川へと流れていきます。また、水田などは雨や洪水のたまり場として川の洪水を少なくすることができます。こうした働きを保水機能といい、保水機能を持っている地域を保水地域といいます。

ヤ行

☆遊休農地

農地法、いわゆる農地の保護や権利に関する法律によって定められた、現在そして将来的に耕作の見込みがない農地のことです。農業委員会が年1回、農地の利用状況を調査し決定しており、今後も耕作される予定のない農地を1号遊休農地、周辺の農地に比べて著しく利用の程度が劣っている農地を2号遊休農地と定めています。

伊佐市環境基本計画

(中間見直し版)

令和5年(2023)9月策定

伊佐市役所 環境政策課 環境保全係

住所：〒895-2511

鹿児島県伊佐市大口里1888番地

電話：0995-23-1311(代表)

FAX：0995-22-5344(代表)

